

第二次推進プラン(案)		担当部局等	分類	現行の推進プラン
<b>1 地震等に強い京都のまちづくりを進める</b>				
<b>1-1 地域と連携したまちづくりを進める</b>				
<b>1-1-1 危険地域の指定等を進める</b>				
1	○土砂災害警戒区域等の区域指定の完了を目指す	●建設交通部	C	29 ○土砂災害警戒区域等の指定を拡大する ・土砂災害危険箇所の区域指定の完了を目指す(H26年度)
2	○津波災害による危険地域の指定等を進める ・津波浸水想定図を作成する ・津波被害想定を実施する ・津波災害警戒区域の指定を行う	●府民生活部	A	新規
3	○府民の生命又は身体に危害を及ぼす災害の原因となるおそれがある森林を要正管理森林として指定する	●農林水産部	A	新規
<b>1-1-2 ハザード情報の一元化を進める</b>				
4	○災害危険(マルチハザード)情報の整備・公表を行う ・各種ハザード情報を重ね合わせて表示させる機能を付加する	●府民生活部、政策企画部	A	新規
<b>1-1-3 地域でハザード情報の共有を進める</b>				
5	○市町村単位で国、府、市町村等で組織する協議会組織を設置し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う。 ・設置を求める市町村での協議会組織の設置 ・全市町村で災害危険(マルチハザード)情報を周知する ・作成を求める市町村での地域ごとの防災計画の作成	市町村、●府民生活部	A	新規
6	○地域ごとに自主的に防災活動について協議する協議組織を設置するよう支援する	●市町村、地域	A	新規
<b>1-2 重要構造物の耐震化を進める</b>				
<b>1-2-1 防災拠点施設の耐震化を進める</b>				
7	○府及び市町村において耐震状況を公表する	●総務部、●市町村	C	1 ○府施設の耐震状況を公表する 19 ○府施設の耐震状況を公表する(再掲)
8	○府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化を計画的に進める <平成31年度までに防災拠点全体で耐震化率90%を目指す>	●府民生活部、総務部、施設所管部局	B	2 ○府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化を計画的に進める
9	○市町村防災拠点施設の耐震化を計画的に進める <平成31年度までに防災拠点全体で耐震化率90%を目指す>	●府民生活部、市町村、消防組合	B	3 ○市町村防災拠点施設の耐震診断を実施するとともに、耐震化を京都府地震防災緊急5箇年計画等により進める
10	○警察本部、警察署の耐震化を図る <平成31年度までに85%を目指す>	●警察	A	新規
11	○府建築物耐震改修促進計画等により、防災拠点建築物を指定し、耐震化を進める	●建設交通部、府民生活部、施設所有者	A	新規
完了	○府庁舎のロッカー等の転倒防止対策を進める	●府民生活部	E	5 ○府庁舎のロッカー等の転倒防止対策を進める
完了	○窓ガラスの飛散防止対策を進める ・飛散防止フィルムの貼付を実施	●府民生活部	E	6 ○窓ガラスの飛散防止対策を進める ・飛散防止フィルムの貼付を実施
<b>1-2-2 学校施設の耐震化を進める</b>				
12	○公立小・中・高等学校等の耐震化の状況を公表する	●市町村、総務部、●教育庁	D	7 ○公立小・中・高等学校等の耐震化の状況を公表する
13	○公立小・中学校の耐震化を進める <平成28年4月までに耐震化率100%を目指す>	市町村、●教育庁	B	8 ○公立小・中学校の耐震化を進める ・各設置者において小中学校の耐震改修を実施 ・小中学校施設の耐震補強工事促進のための市町村施設担当者研修会の実施
14	○私立学校(幼・小・中・高)の耐震化を進める <できるだけ早期に耐震化率100%を目指す> <平成30年度までに耐震診断率100%を目指す> <H21年度創設の「私立学校施設緊急耐震化支援事業」(府独自で1/6を国制度に上乗せ補助)により耐震化を推進	●文化スポーツ部、私学	B	9 ○私立学校(幼・小・中・高)の耐震化を進める ・耐震診断調査費補助による耐震診断の推進 ・H21年度創設の「私立学校施設緊急耐震化支援事業」(府独自で1/6を国制度に上乗せ補助)により耐震化を推進
15	○府立学校の耐震化を進める <平成28年度末までに耐震化率100%を目指す>	●教育庁	B	10 ○府立学校の耐震化を進める<耐震化率80%(25年度)> ・Is値0.3未満の校舎について、H23年度までに耐震改修に着手。以後、Is値0.3以上0.7未満の校舎に着手
16	○大学の耐震化を進める ・府立の大学の耐震改修の推進 ・各大学等において耐震改修の推進 ・各大学法人等に対して耐震改修推進の重要性を周知・啓発 ・附属病院外来棟、臨床医学舎の新築事業	●各大学等、府立大学法人、府民生活部	C	11 ○大学の耐震化を進める ・府立の大学の耐震改修の推進 ・附属病院外来棟、臨床医学舎の新築事業(H18~H22年度) ・各大学等において耐震改修の推進 ・各大学法人等に対して耐震改修推進の重要性を周知・啓発
一部完了				
17	○公立幼稚園の耐震化を進める <平成28年4月までに耐震化率100%を目指す>	●教育庁、市町村	B	12 ○公立幼稚園の耐震化を進める ・各設置者において幼稚園の耐震改修を推進 <耐震化率80%(25年度)> ・公立幼稚園施設の耐震補強工事促進のための市町村施設担当者研修会を継続して実施
18	○公立学校のつり天井対策を進めるとともに、その他の非構造物材においても耐震化を促進する <平成28年4月までに公立幼稚園、小・中・高等学校のつり天井対策の完了を目指す>	●教育庁、市町村	A	新規
<b>1-2-3 医療・福祉施設の耐震化を進める</b>				
19	○府内の全ての災害拠点病院(8病院)の耐震化を完了する ・京都府医療施設耐震化特例基金を活用し、災害拠点病院のうち未耐震の2病院の耐震化完了(H22~H27年度)	●健康福祉部、日赤等医療機関	C	13 ○府内の全ての災害拠点病院(8病院)の耐震化を完了する ・京都府医療施設耐震化特例基金を活用し、災害拠点病院のうち未耐震の2病院の耐震化完了(H22~H25年度)
20	○府内医療機関についての耐震診断、耐震改修を進める ・国の助成制度、税制優遇措置を周知し、各医療機関の耐震化を促進 ・京都府医療施設耐震化特例基金を活用し、医療機関の耐震化整備を促進(H22~H27年度)	●健康福祉部、施設管理者(市町村、独立行政法人、医療法人等)	C	14 ○府内医療機関についての耐震診断、耐震改修を進める ・国の助成制度、税制優遇措置を周知し、各医療機関の耐震化を促進 ・京都府医療施設耐震化特例基金を活用し、医療機関の耐震化整備を促進(H22~H25年度)(再掲)
21	○社会福祉施設の耐震診断、耐震改修を進める <社会福祉施設の耐震化率94.5%を目指す> ・公立及び私立の社会福祉施設の耐震化を促進 ・民間保育所の耐震化促進 ・研修、法人指導監督等の様々な機会を捉え、施設の耐震化等の推進を指導	●健康福祉部、●府民生活部、施設管理者(市町村、各法人等)	B	15 ○社会福祉施設の耐震診断、耐震改修を進める <府・市町村立の社会福祉施設の耐震化率80%(25年度)> ・府社会福祉施設等整備臨時特例基金(約99億円)等を活用し、社会福祉施設の耐震化を促進※基金事業にはスプリンクラー整備、小規模介護施設新・増設を含む ・民間保育所の耐震化促進(府ことも未来基金の活用による支援) ・研修、法人指導監督等の様々な機会を捉え、施設の耐震化等の推進を指導
22	○社会福祉施設のスプリンクラーを整備する <平成29年度までに整備対象となった施設について整備を完了させる> ・平成26年度消防法施行令改正に伴い、新たにスプリンクラー整備対象となった施設の整備を進めるとともに、義務化対象外の施設についても整備を促進する。	●健康福祉部、施設管理者等	B	16 ○社会福祉施設のスプリンクラーを整備する ・消防法施行令改正に伴いスプリンクラー設置が義務づけられた介護施設等のスプリンクラー整備を助成
<b>1-2-4 多数の人が集まる建物の耐震化を進める</b>				
23	○京都府及び市町村において、次期建築物耐震改修促進計画を策定する	●建設交通部、市町村	A	新規
24	○民間の多数の者が利用する既存不適格建築物等の耐震化を進める ・大規模建築物の耐震診断結果の報告を求める ・大規模建築物の耐震化を進める ・防災週間などを通じ、建築物の耐震化の啓発の実施 ・建築物の所有者に対し、必要があると認めるときは、指導助言を行うとともに、施設の耐震化を進める ・税制優遇措置等を含む耐震化の啓発の実施	●建設交通部、府民生活部、市町村、施設所有者	B	21 ○民間の大規模集客施設の耐震化を進める ・耐震改修促進計画に基づく施設所有者への建築物の安全確保の指導・助言 ・税制優遇措置(耐震改修促進税制)等の周知 ・防災週間などを通じ、建築物の耐震化の啓発の実施
25	○府立の大規模集客施設について耐震改修を進める (今後耐震改修予定の府の大規模集客施設) 京都文化博物館別館、丹後文化会館	●文化スポーツ部	B	18 ○府立の大規模集客施設について耐震改修を進める (今後耐震改修予定の府の大規模集客施設) 京都文化博物館別館、文化芸術会館、堂本印象美術館、ゼミナールハウス等

26	○市町村立の大規模集客施設(文化会館、公民館等)の耐震改修を進める <耐震化率●%を目指す>	●府民生活部、市町村	B	20	○市町村立の大規模集客施設(文化会館、公民館等)の耐震改修を進める <H26年度耐震化率80%>
27	○大規模空間を持つ建築物の天井の崩落防止対策等の耐震化を進める	●建設交通部、施設所有者	A	新規	
28	○安全装置の設置義務付け等エレベーターの安全に係る技術基準について業界団体等への指導・啓発する	●建設交通部	C	22	○安全装置の設置義務付け等エレベーターの安全に係る技術基準の見直し等について業界団体等への指導・啓発する
<b>1-2-5 二次災害を発生させる建物の耐震化を進める</b>					
29	○危険物等を扱う施設の安全指導、立ち入り検査等を行い施設の安全対策を進める ・府高圧ガス容器保安対策指針活用マニュアルに施設の耐震化等を明記 ・業界等を通じ研修会等の実施	●府民生活部	D	23	○危険物等を扱う施設の安全指導、立ち入り検査等を行い施設の安全対策を進める ・府高圧ガス容器保安対策指針活用マニュアルに施設の耐震化等を明記 ・業界等を通じ研修会等の実施
30	○耐震改修促進法に基づき、特定建築物所有者に対し、指導監督を行い、施設の耐震化を進める	●建設交通部、市町村	C	24	○耐震改修促進法に基づき、特定建築物所有者に対し、指導監督を行い、施設の耐震化を進める
31	○電力供給施設の対象建物の耐震性能を独自基準(建築基準法以上)に照らし再確認を実施し、順次耐震改修を進める	●関西電力	B	25	○電力供給施設の対象建物の耐震性能を独自基準(建築基準法以上)に照らし再確認を実施する
32	○ガス供給施設の耐震性能(100%)の維持、ガス充填施設の耐震性能(100%)の維持	●大阪ガス、●府エルピーガス協会	D	26	○ガス供給施設の耐震性能(100%)の維持、ガス充填施設の耐震性能(100%)の維持
<b>1-2-6 中小規模の建物の耐震化を進める</b>					
33	○中小規模の建物の耐震化を進める ・経済団体等を通じた耐震化の重要性の啓発 ・中小企業融資制度、事業用建物の耐震改修促進税制等の支援制度の周知 ※融資制度:設備資金等への融資 ※優遇税制:耐震改修工事費について所得税及び法人税の特別償却	●建設交通部、建物所有者、府民生活部、市町村	C	27	○中小規模の建物の耐震化を進める ・経済団体等を通じた耐震化の重要性の啓発 ・中小企業融資制度、事業用建物の耐震改修促進税制等の支援制度の周知 ※融資制度:設備資金等への融資 ※優遇税制:耐震改修工事費について所得税及び法人税の特別償却
34	○中規模ホテル・旅館の耐震化を進める	●商工労働観光部、建設交通部、府民生活部、市町村	A	新規	
<b>1-2-7 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する</b>					
35	○公共施設等総合管理計画を策定する ・計画の策定にあたっては、耐震性の維持・向上に配慮	●総務部、建設交通部、教育庁	A	新規	
<b>1-3 地震・津波に強い基盤整備を進める</b>					
<b>1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める</b>					
36	○府管理の緊急輸送道路の改良整備を進める ・新たに開通した高速道路等を踏まえた緊急輸送ネットワーク計画の更新を図る	●建設交通部	B	34	○府管理の緊急輸送道路の改良整備を進める
37	○府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震改修を進める <平成27年度までに全道路橋の耐震改修を完了させる>	●建設交通部	B	35	○府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震改修を進める
38	○国管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震性能を維持する	●近畿地方整備局	D	36	○国管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震性能を維持する
39	○府管理の緊急輸送道路における法面防災対策を進める <5箇年で法面総点検対策箇所19箇所の工事完了を目指す> ・第二次緊急輸送道路の法面防災対策を進める(第一次緊急輸送道路は完了済み)	●建設交通部	B	37	○府管理の第一次緊急輸送道路における法面防災対策を進める
一部完了	○府管理の第一次緊急輸送道路における法面防災対策を進める	●建設交通部	B	37	
40	○京都縦貫自動車道を全線整備する	●建設交通部	C	39	○京都縦貫自動車道を全線整備する
41	○府建築物耐震改修促進計画等により、緊急輸送道路等を指定し沿道建築物の耐震化を進める	●建設交通部、市町村	B	17	○府建築物耐震改修促進計画等に基づき緊急輸送道路、避難路沿いの建物、密集市街地内の建物等の耐震化を進める ・緊急輸送道路沿道大規模建築物に関する耐震調査(府:H18、19年度実施)
42	○孤立集落の発生を防止するための防災対策を進める <5箇年で異常気象時通行規制区間内法面総点検対策箇所4箇所の工事完了を目指す>	●建設交通部	B	38	○孤立集落の発生を防止するための防災対策を進める ・法面総点検対策箇所32箇所を整備する
43	○市町村管理の道路の改良整備を進める	●市町村	C	40	○市町村管理の道路の改良整備を進める
44	○耐震対策の必要な施設(国管理)の調査を実施する	●近畿地方整備局	D	41	○耐震対策の必要な施設(国管理)の調査を実施する
45	○低地地域の河川施設の耐震化を進める ・水路橋等4施設(天神川 JR交差部、天津神川 府道交差部・防賀川交差部、馬塚川 府道交差部)の耐震補強を実施 ・城陽排水機場の耐震詳細設計を実施	●建設交通部	B	42	○低地地域の河川施設の耐震化を進める ・河川施設 水路橋3施設(長谷川 国道交差部、渋川 国道交差部、天神川 JR交差部)の耐震補強を実施 ・城陽排水機場等の耐震診断を実施
46	○市町村管理の河川施設の改良整備を進める	●市町村	C	43	○市町村管理の河川施設の改良整備を進める
47	○港湾施設の整備を進める ・耐震強化岸壁及び緊急輸送道路の、維持管理計画に基づいた計画的な長寿命化対策の実施 ・多目的国際ターミナルの整備(京都舞鶴港国際ふ頭) ・国際フェリーターミナルの整備(京都舞鶴港南ふ頭)	●建設交通部	B	44	○港湾施設の整備を進める ・多目的国際ターミナル 京都舞鶴港国際ふ頭の整備 ・耐震強化岸壁の適正な維持管理に向けた維持管理計画書の策定 ・緑地等の空間を緊急避難場所等の防災拠点として活用するための連絡歩道橋の整備
48	○被災地支援を考慮した港湾施設整備及び計画策定を進める	●近畿地方整備局舞鶴港湾事務所	C	45	○被災地支援を考慮した港湾施設整備及び計画策定を進める
49	○漁港施設の耐震化を進める	●農林水産部	D	46	○漁港施設の耐震化を進める
50	○鉄道施設の耐震化を進める ・在来線地震計の増設(地震計設置箇所4箇所) ・トンネル片側柱構造、こ線鉄道橋の橋脚箇所等の特殊箇所耐震補強(耐震補強整備箇所3箇所) ・落橋防止対策(落橋防止設置箇所4箇所) ・駅舎耐震補強(旧耐震設計駅舎1駅(山科駅完了) ・吊り手の整備(吊り手増設34両→52両) ・単柱橋脚の耐震診断(橋梁の単柱橋脚の耐震診断)	●JR西日本京都支社、JR西日本近畿統括本部	D	47	○鉄道施設の耐震化を進める ・在来線地震計の増設(地震計設置箇所4箇所) ・トンネル片側柱構造、こ線鉄道橋の橋脚箇所等の特殊箇所耐震補強(耐震補強整備箇所3箇所) ・落橋防止対策(落橋防止設置箇所4箇所) ・駅舎耐震補強(旧耐震設計駅舎1駅(山科駅完了) ・吊り手の整備(吊り手増設34両→52両) ・単柱橋脚の耐震診断(橋梁の単柱橋脚の耐震診断)
51	○鉄道駅の耐震化を進める ・駅舎や高架橋の耐震化状況を調査する	●建設交通部、鉄道事業者、阪急電鉄、京阪電気鉄道	B	48	○鉄道駅の耐震化を進める ・重要駅の耐震補強事業への支援 <府内の利用者1万人以上/日の駅舎耐震化完了> ・耐震化工事の実施(阪急電鉄、京阪電気鉄道)
一部完了	○鉄道駅の耐震化を進める ・重要駅の耐震補強事業への支援 <府内の利用者1万人以上/日の駅舎耐震化完了>	●建設交通部、鉄道事業者、阪急電鉄、京阪電気鉄道	B	48	
<b>1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める</b>					
52	○急傾斜地に係る土砂災害危険箇所(3,765箇所)の内、要対策箇所(1,339箇所)の対策工事を進める <平成31年度までに18箇所の工事完了を目指す>	●建設交通部	B	28	○土砂災害危険箇所(8,847箇所)の内、被害が大きいと想定される箇所(3,725箇所)の対策工事を優先的に進める
53	○ため池の防災対策を進める ・平成25年度実施の一斉点検の結果に基づき、ため池の整備を進める	●農林水産部、市町村	B	31	○ため池の防災対策を進める ・ため池の改修の実施 ・防災情報管理システムによる警戒情報の伝達実施 ・ハザードマップの作成等の推進
54	○山腹崩壊地・荒廃渓流の整備及び荒廃移行渓流・荒廃森林の整備を進める ・山地災害危険地区(5,076地区)について、必要に応じて現地調査を行い、緊急性の高い箇所から整備を行う	●農林水産部	B	32	○山腹崩壊地・荒廃渓流の整備及び荒廃移行渓流・荒廃森林の整備を進める ・復旧治山事業、予防治山事業により、山地災害危険地区(1449集落)のうち780集落整備済み(H20年度)→810箇所整備(H26年度)
55	○丹後縦貫林道の拡幅及び安全施設等の整備を完了させる	●農林水産部	B	33	○丹後縦貫林道の拡幅及び安全施設等の整備を進める ・丹後縦貫林道リフレッシュ事業第2期工事(H20年度末実績) 延長:10,956m舗装:10,043m進捗率:34.4%
<b>1-3-3 地震に強いライフライン施設の整備を進める</b>					
56	○府営水道施設の耐震化を進める <平成28年度までに乙訓浄水場の基幹構造物の耐震化対策を完了させる> ・宇治系送水管路の耐震化対策の実施	●環境部	B	49	○府営水道施設の耐震化を進める ・宇治浄水場、木津浄水場の基幹水道構造物(沈殿池・ろ過池)の耐震化対策の完了 ・乙訓浄水場の基幹構造物の耐震化対策を進める ・送水管路の耐震化計画の策定を進める
一部完了	○府営水道施設の耐震化を進める ・宇治浄水場、木津浄水場の基幹水道構造物(沈殿池・ろ過池)の耐震化対策の完了	●環境部	B	49	

57	○各市町村が管理する上下水道施設の耐震化等を進める ・浄水施設、基幹管路等の耐震化の推進	●環境部、市町村	C		
58	○各市町村が管理する下水道施設の耐震化等を進める <平成28年度までに地震対策上重要な下水管路における地震対策実施率70%を目指す> ・終末処理場、重要な幹線等の耐震化の推進	●環境部、市町村	B	51	○各市町村が管理する上下水道施設の耐震化等を進める ・知事認可の水道事業者に対して耐震化計画の策定及び計画的な耐震化実施の指導
59	○流域下水道施設についての耐震化を進める <平成28年度までに地震対策上重要な下水管路における地震対策実施率70%を目指す> ・5つの流域下水道における終末処理場の処理施設及び幹線管渠(緊急輸送路・鉄道横断部)の耐震化	●環境部	C	50	○流域下水道施設についての耐震化を進める ・5つの流域下水道における終末処理場の処理施設及び幹線管渠(緊急輸送路・鉄道横断部)の耐震化
60	○工業用下水道施設の耐震化を進める ・長田野工業団地向け送水管路の耐震化の実施	●環境部	B	52	○長田野、綾部工業団地へ送水する工業用下水道施設の耐震化対策を進める ・浄水場出口までの耐震化を完了させるため、耐震化未了である取水施設の27年度完成に向けて耐震化工事を実施する
一部完了	○長田野、綾部工業団地へ送水する工業用下水道施設の耐震化対策を進める ・浄水場出口までの耐震化を完了させるため、耐震化未了である取水施設の27年度完成に向けて耐震化工事を実施する	●環境部	B	52	○長田野、綾部工業団地へ送水する工業用下水道施設の耐震化対策を進める ・浄水場出口までの耐震化を完了させるため、耐震化未了である取水施設の27年度完成に向けて耐震化工事を実施する
61	○循環型社会形成推進交付金等を活用し、市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を進める	●環境部、市町村等	C	53	○循環型社会形成推進交付金等を活用し、市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を進める
62	○電力施設の耐震性を維持する ・供給設備の耐震性の確保(継続) ・電力保安用通信ルートの2ルート化(継続)	●関西電力	D	54	○電力施設の耐震性を維持する ・供給設備の耐震性の確保(継続) ・電力保安用通信ルートの2ルート化(継続) ・高浜発電所について平成18年9月に改訂された国の基準に照らして耐震安全性の再評価(H22年度)
一部完了	○高浜発電所について平成18年9月に改訂された国の基準に照らして耐震安全性の再評価(H22年度)	●関西電力	D	54	○高浜発電所について平成18年9月に改訂された国の基準に照らして耐震安全性の再評価(H22年度)
63	○都市ガス施設の耐震化等を進める ・都市ガス設備の耐震化の実施 ・家庭用マイコンメーターの普及促進(100%設置→継続) ・地震計の設置による情報収集機能の強化・維持(設置完了済) ・供給エリアのブロック化及びガバナ遮断装置の設置による非常時供給停止システムの構築・維持(構築完了済)	●大阪ガス	D	55	○都市ガス施設の耐震化等を進める ・都市ガス設備の耐震化の実施 ・家庭用マイコンメーターの普及促進(100%設置→継続) ・地震計の設置による情報収集機能の強化(完了済) ・供給エリアのブロック化及びガバナ遮断装置の設置による非常時供給停止システムの構築・維持(完了済)
64	○LPGガス供給施設の耐震化等(液状化対策含む)を進める ・家庭用、業務用の耐震機能付マイコンメーターの普及促進	●府エネルギーガス協会	D	56	○LPGガス供給施設の耐震化等(液状化対策含む)を進める ・家庭用、業務用の耐震機能付マイコンメーターの普及促進
65	○通信施設の地震防災対策を進める ・無電柱化計画に則った電線類地中化の実施 (60km→95km(H26年度)(※京都市内の地中化を計上)) ・京都府内の所管施設(38施設)の耐震化(耐震化率50%→100%継続実施)※施設の耐震化補強は特定建築物のみ ・中継交換機の更改(従来より実施→継続)	●NTT西日本	D	57	○通信施設の地震防災対策を進める ・無電柱化計画に則った電線類地中化の実施 (60km→95km(H26年度)(※京都市内の地中化を計上)) ・京都府内の所管施設(38施設)の耐震化(耐震化率50%→100%継続実施)※施設の耐震化補強は特定建築物のみ ・中継交換機の更改(従来より実施→継続)
66	○通信施設(携帯電話等)の地震防災対策を進める ・通信施設及び基地局施設の耐震化(従来より実施→継続)	●NTTドコモ関西	D	58	○通信施設(携帯電話等)の地震防災対策を進める ・通信施設及び基地局施設の耐震化(従来より実施→継続)
67	○通信局舎や電気通信設備の耐震性の強化 ・通信局舎設備/無線基地局の耐震設計の実施	●KDDI	D	59	○通信局舎や電気通信設備の耐震性の強化 ・通信局舎設備/無線基地局の耐震設計の実施
<b>1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める</b>					
68	○密集市街地対策を進める <平成32年度までに密集市街地の解消を目指す> ・密集市街地内の建物の耐震化や不燃化、開放空間の設置等を実施	●建設交通部、市町村	B	60	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める ・避難地、避難路、電線共同溝、老朽住宅密集地対策
69	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める ・避難路4.06km(H23～H27) ・電線共同溝4.46km(H23～H27)	●建設交通部、市町村	B	60	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める ・避難地、避難路、電線共同溝、老朽住宅密集地対策
70	○都市計画マスタープランに基づき、無秩序な市街化を防止するため土地利用計画を策定する ・都市計画区域を有する全22市町で都市計画マスタープランを策定する	●建設交通部、市町村	C	61	○都市計画マスタープランに基づき、無秩序な市街化を防止するため土地利用計画を策定する ・都市計画マスタープランを都市計画区域域に策定 ・22市町で都市計画マスタープラン策定
71	○ブロック塀や自動販売機等の転倒防止対策を進める ・定期的な点検等の転倒防止の重要性を啓発する ・ブロック塀等の生け垣化に対する啓発・助成制度の実施 ・施設所有者における自動販売機の転倒防止対策の推進	●建設交通部、●市町村、府民生活部、施設所有者	C	63	○ブロック塀や自動販売機の点検等の転倒防止の重要性を啓発する
72	○落下対象物(外壁のタイル、窓ガラス、広告塔等)の地震に対する安全性を啓発する ・屋外広告物条例等により倒壊又は落下のおそれのある広告物の規制対策を進める ・点検等の重要性を啓発する ・事業者における落下対象物の安全性確保対策の推進	●建設交通部、府民生活部、市町村、施設所有者	B	65	○屋外広告物条例等により倒壊又は落下のおそれのある広告物の規制対策を進める
73	○全市町村で災害の種類別に指定緊急避難場所の整備・指定をする	市町村、●府民生活部	A	新規	
74	○全市町村で指定緊急避難場所の周知を図る (例)ホームページによる情報提供 ・防災マップの配付等	市町村、●府民生活部	B	227	○広域避難場所等の周知を図る ・ホームページ、地デジによる情報提供 ・防災マップの配布等
75	○広域避難場所として都市公園等の公共空地や避難路の整備を進める ・土地区画整理事業、まちづくり交付金事業、都市公園防災事業等の活用 ・避難場所等の標識の設置	府民生活部、●建設交通部、市町村	C	225	○広域避難場所として都市公園等の公共空地や避難路の整備を進める ・土地区画整理事業、まちづくり交付金事業、都市公園防災事業等の活用 ・避難場所等の標識の設置
76	○全市町村で指定避難所を整備・指定する	市町村、●府民生活部	A	新規	
77	○防災機能をもった都市公園を整備する ・体育館等の非構造部材耐震化について調査・検討を行う	●建設交通部、市町村	B	226	○防災機能をもった都市公園を整備する
78	○全沿岸市町が津波ハザードマップに基づき津波避難路・避難場所の点検・整備を進める	市町村、●府民生活部	B	206	○津波避難路・避難場所の点検・整備を進める
<b>1-3-5 津波に強い施設整備を進める</b>					
79	○津波に強い施設整備を進める ・海岸施設の点検を実施する ・津波浸水想定に基づき、避難施設、避難路等を整備する	●建設交通部、●農林水産部、●市町村	A	新規	
<b>1-3-6 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する</b>					
80	○公共施設等総合管理計画を策定する ・計画の策定にあたっては、耐震性の維持・向上に配慮	●総務部、建設交通部、教育庁	A	新規	
<b>2 地震等に強い京都の人づくりを進める</b>					
<b>2-1 家庭で取り組む(自助)</b>					
<b>2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める</b>					
81	○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める (例) ・災害に関する情報や資料を入手する ・災害が発生したときの行動をイメージする ・緊急地震速報について知る	●府民生活部、府民、家庭	D	100	○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める ・災害に関する情報や資料を入手する ・災害が発生したときの行動をイメージする ・緊急地震速報について知る
82	○地震防災に関する府民意識・行動実態調査を実施する	●府民生活部	B	101	○地震防災に関する府民意識調査の実施を検討する
完了	○関係機関等の情報をまとめて情報提供するポータルサイトを整備する【再掲】	●府民生活部	E	102	○関係機関等の情報をまとめて情報提供するポータルサイトを整備する【再掲】

<b>2-1-2 減災に向けて個人(家庭)で行動する</b>				
83	○家庭における防災対策を進める 例) 家庭での防災会議の実施(避難場所、避難経路、連絡方法など) ・家庭で3日分(できれば1週間分)の備蓄(飲料・食料、薬など)の推進 ・緊急持出品の準備 ・消防団・自主防災活動や地域の防災訓練への参加 ・地域の様々な催しへの参加	●府民生活部、府民、家庭	B 103	○家庭における防災対策を進める ・家庭での防災会議の実施(避難場所、避難経路、連絡方法など) ・家庭内備蓄(飲料・食料、薬、懐中電灯、自転車など)の推進 ・緊急持出品の準備 ・消防団・自主防災活動や地域の防災訓練への参加 ・地域の様々な催しへの参加
84	○災害被害を軽減する府民運動(家庭で取り組む減災運動)を展開する 例) 災害発生後3日間を生き抜くための備蓄推進運動 ・家具の転倒防止推進運動	●府民生活部、府民、家庭	C 104	○災害被害を軽減する府民運動(家庭で取り組む減災運動)を展開する ・災害発生後3日間を生き抜くための備蓄推進運動 ・家具の転倒防止推進運動
<b>2-2 地域で取り組む(互助・共助)</b>				
<b>2-2-1 地域の「つながり」を高める</b>				
85	○様々な地域活動を通じて、住民同志の顔の見える関係をつくる	●府民生活部、地域	C 105	○様々な地域活動を通じて、住民同志の顔の見える関係をつくる
86	○地域活動や行事と防災訓練を合同実施する	●府民生活部、地域	D 106	○地域活動や行事と防災訓練を合同実施する
87	○防災資機材の整備を進める	●府民生活部、地域	D 107	○防災資機材の整備を進める
88	○自主防災組織の活性化を支援する <自主防災組織率100%を目指す(H30)> 例) パンフレット等の作成・活用等 ・自主防災組織の広報・啓発の実施	●府民生活部、市町村	C 108	○自主防災組織の活性化を支援する <自主防災組織率100%を目指す(H30)> ・パンフレット等の作成・活用等 ・自主防災組織の広報・啓発の実施
89	○全市町村で地域特性に応じた自主防災組織活動マニュアルを作成する	市町村、●府民生活部	D 109	○自主防災組織活動マニュアルを全市町村で作成する
90	○地域防災対策を強化する ・複数集落が連携した組織が、地域防災体制の確立のために有効な事業等を自ら考え、実践するための必要な経費等を支援する。	●農林水産部	C 110	○里カアクションプランに基づく地域防災対策を強化する ・複数集落が連携した組織が、地域防災体制の確立のために有効な事業等を自ら考え、実践するための必要な経費等を支援する。
<b>2-2-2 地域の防災意識を高める</b>				
91	○地区防災計画を作成する ・地域ごとに意見交換しながら防災活動についての計画を作成するよう支援する ・地域住民が作成した計画を市町村地域防災計画に掲載するよう努める	●市町村、地域	A 新規	
92	○地域でマイ防災マップを作成する(全市町村) ・マップ作成のための研修、図上訓練等を開催する ・まち歩き等しながら地域の危険箇所を確認する	市町村、地域、●府民生活部	B 111	○地域で防災マップ・ハザードマップを作成する ・マップ作成のための研修、図上訓練等を開催する
			113	○防災マップ等の作成の研修会等を実施する
93	○地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する	●府民生活部、市町村、防災関係機関、企業、NPO、地域、自主防災組織	D 112	○地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する
94	○地域での防災教育を継続して実施する	●府民生活部、市町村	D 114	○地域での防災教育を継続して実施する
95	○府民の応急手当普及講習受講を進める	●府民生活部、市町村	D 115	○府民の応急手当普及講習受講を進める
96	○災害被害を軽減するための啓発等を展開する 例) 町内防災声かけ運動 ・町内防災お助けマップ作成運動 ・防災マップづくり推進運動 ・避難所再発見運動	●府民生活部、地域	D 119	○災害被害を軽減するための啓発等を展開する ・町内防災声かけ運動 ・町内防災お助けマップ作成運動 ・防災マップづくり推進運動 ・避難所再発見運動
97	○防災重点ため池においてハザードマップの作成を進める	●農林水産部、市町村	A 新規	
<b>2-2-3 減災に向けて地域で行動する</b>				
98	○消防団への加入を進める ・消防団員数を100%充足 ・女性団員増	●府民生活部、市町村	C 116	○消防団への加入を進める ・消防団員数を100%充足 ・女性団員増
99	○消防団が活発に活動する地域づくりを進める ・実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど機能強化 ・府立消防学校による消防団員の教育訓練 ・大学生の取組支援や消防団員OBの活用を図る	●府民生活部、市町村	B 117	○消防団が活発に活動する地域づくりを進める ・実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど機能強化 ・府立消防学校による消防団員の教育訓練
100	○活動拠点や資機材の改善・充実等により活動環境を整備する	●府民生活部、市町村	D 118	○活動拠点や資機材の改善・充実等により活動環境を整備する
<b>2-3 学校で取り組む(共助)</b>				
<b>2-3-1 学校での防災教育を充実する</b>				
101	○学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する ・全校で毎年学校安全計画の確認・改善を実施 ・発達の段階を踏まえた、実効性のある防災教育を拡充する 例) DVD等視聴覚教材を活用した防災教育、事前予告なしの避難訓練、原子力災害を想定した避難訓練、各教科・特別活動等での教育等	●教育庁、学校、市町村	B 120	○学校安全計画に基づき防災教育を実施する ・火災や地震を想定した避難訓練、各教科、特別活動等での教育の実施 消防車、起震車乗車体験、消防署の放水訓練等見学、小・中・高それぞれの段階に応じた学習
102	○市町村や地域、専門家等と連携した防災教育を実施する ・市町村や地域(消防署・消防団・自治会等)、専門家等と連携した防災教育を広げる 例) 市町村や自治会等と連携した避難訓練への参加、防災マップづくり、起震車乗車体験、防災ワークショップの実施等	●教育庁、学校、市町村、京都大学防災研	B 121	○各発達段階に応じた防災教育を地域や専門家等と連携して実施する ・防災マップづくり、防災ワークショップ等の実施 ・地震防災安全学習資料及び指導資料の各学校への配布 ・教材ビデオライブラリーの設置によるDVD等防災教材の各学校への貸出
103	○私立学校に対して学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施するよう促す ・特色教育推進補助事業	●文化スポーツ部	D 123	○私立学校について安心・安全な学校づくりを支援する ・特色教育推進補助事業
104	○学校の危機管理体制を強化する ・教職員の危機対処能力の向上を図る ・防災教育を含む指導者向けの学校安全研修等を継続して実施する ・教職員を対象とした校内研修を充実させる ・初任者・新規採用者研修において、各種防火・防災体験施設を利用し、緊急時の初期対応や安全誘導を学ぶ	●教育庁、学校、府民生活部、市町村、文化スポーツ部	B 122	○防災教育実施に向けた指導者向けの研修等を継続して実施する
			124	○教職員の危機対処能力の向上を図る ・初任者・新規採用者研修において、各種防火・防災体験施設を利用し、緊急時の初期対応や安全誘導を学ぶ
			94	○児童・生徒等を対象とした防災教育を市町村等と連携して実施する。 ・防災教育の実施(年間10校) ・防災教育実施の手引の策定
105	○学校の危機管理体制を強化する ・全校で毎年、危険等発生時対応要領(危機管理マニュアル)の確認・改善を実施	●教育庁、学校、市町村、文化スポーツ部	B 125	○学校の危機管理体制を強化する ・家庭・地域社会、関係機関等と連携した学校防災計画及び対応マニュアル等の整備 ・学校安全計画の策定
<b>2-4 組織で取り組む(共助)</b>				
<b>2-4-1 企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進める</b>				
106	○災害ボランティアの広報、啓発を実施する	●健康福祉部、府災害ボランティアセンター、京都市災害ボランティアセンター	D 128	○災害ボランティアの広報、啓発を実施する
107	○企業、NPO、ボランティア団体等を対象とした研修等の開催や危機管理アドバイザーへの登録を進める	●府民生活部	D 129	○企業、NPO、ボランティア団体等を対象とした研修等の開催や危機管理アドバイザーへの登録を進める
108	○様々なチャンネルや啓発を通じて企業・大学の共助活動を促進する 例) 企業内備蓄の推進 ・災害発生時の従業員の手配困難者対策の検討・実施 ・地域の防災訓練への積極的な参加 ・地域の防災組織との連携強化 ・従業員の消防団活動への理解の促進 ・従業員・学生の災害ボランティア活動への理解の促進	●府民生活部、企業、大学、地域、市町村	C 130	○様々なチャンネルや啓発を通じて企業・大学の共助活動を促進する ・企業内備蓄の推進 ・災害発生時の従業員の手配困難者対策の検討・実施 ・地域の防災訓練への積極的な参加 ・地域の防災組織との連携強化 ・従業員の消防団活動への理解の促進 ・従業員・学生の災害ボランティア活動への理解の促進
109	○災害ボランティアの受援体制を強化する ・段階に応じた専門分野ごとに重層的な研修を継続的に実施 ・広域災害ボランティアセンター	●健康福祉部、市町村、府災害ボランティアセンター	B 190	○災害ボランティアの受援体制を強化する ・各種研修の充実、府や市町村が行う防災訓練への参加促進 ・広域災害ボランティアセンター設置運用の手引きの改訂 ・災害ボランティアセンター設置・運用研修、講演会等の開催
110	○災害看護ボランティア登録者数の増加を図る	●府看護協会	C 192	○災害看護ボランティア登録者数の増加を図る

2-5 行政が支援する(公助)			
2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う			
111	○地震防災に関する広報・啓発活動を実施する ・広報紙、テレビ・ラジオ等広報媒体の活用 ・ホームページへの防災情報の掲載 ・パンフレットなど啓発資料の作成等 ・家庭内・企業の備蓄の推奨、耐震改修の重点的な広報・啓発	●府民生活部、●知事室長G、市町村	D 88 ○地震防災に関する広報・啓発活動を実施する ・広報紙、テレビ・ラジオ等広報媒体の活用 ・ホームページへの防災情報の掲載 ・パンフレットなど啓発資料の作成等 ・家庭内・企業の備蓄の推奨、耐震改修の重点的な広報・啓発
112	○全市町村で地震ハザードマップ作成し、啓発する	●府民生活部、市町村	D 89 ○全市町村で地震ハザードマップ作成し、啓発する
113	○緊急地震速報について啓発する	●京都地方気象台	D 90 ○緊急地震速報について啓発する
114	○津波防災に関する広報・啓発活動を実施する	●府民生活部、●京都地方気象台、市町村	C 91 ○津波防災に関する広報・啓発活動を実施する
115	○平成29年度までに全沿岸市町で津波ハザードマップを作成する	府民生活部、●市町村	A 新規
116	○土砂災害等に係る情報を周知する ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知 ・土砂災害・浸水ハザードマップの作成・周知 ・ハザードマップ作成に対する「洪水ハザードマップ作成事業費補助」地域防災力づくり事業」での支援 ・土砂災害防止住民説明会の開催 ・民間商業施設等を活用して毎年9回のパネル展等を開催する ・土砂災害警戒区域の指定等を反映した市町村ハザードマップの見直しを図る	●建設交通部、市町村、府民生活部	B 30 ○土砂災害等に係る情報を周知する ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知 ・土砂災害防止住民説明会の開催 ・民間商業施設等を活用した洪水・土砂災害対策啓発パネル展の開催等 ・土砂災害・浸水ハザードマップの作成・周知 ・ハザードマップ作成に対する「洪水ハザードマップ作成事業費補助」地域防災力づくり事業」での支援
117	○家庭内、企業内で3日分の備蓄(できれば1週間分)の推奨についての啓発等の実施	●府民生活部、市町村	B 251 ○家庭内、企業内の備蓄の推奨についての啓発等の実施
118	○大規模盛土造成地の宅地耐震補強を進める ・府全域の大規模盛土造成地の調査を行い、マップの作成・公表を行う	●建設交通部、市町村、事業者	B 62 ○一般住宅地のような壁の耐震診断や大規模盛土造成地の宅地耐震補強を進める
119	○地域防災に取り組む自主防災組織等を表彰する ・表彰制度を創設する ・毎年表彰を行う	●府民生活部	A 新規
2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する			
120	○自主防災リーダーの育成を市町村と連携して進める (年間50人の育成を目指す) ・マイ防災マップの作成研修の実施 ・自主防災育成研修会(DIG研修含む)の実施 ・防災講演会の実施 ・起震車操作員講習会の実施	●府民生活部、市町村	B 92 ○自主防災リーダーの育成を市町村と連携して進める ・自主防災育成研修会(DIG研修含む)の実施 ・防災講演会の実施 ・起震車操作員講習会の実施
121	○職員出前語らい、危機管理アドバイザーなど講師の派遣 ・職員出前語らいの実施(25回)	●府民生活部、市町村	B 93 ○職員出前語らい、危機管理アドバイザーなど講師の派遣
122	○防災訓練の府民参加を充実させる ・住民等との連携による府総合防災訓練を継続して実施 ・各市町村、消防団、自主防災組織等による防災訓練の実施	●府民生活部	D 96 ○防災訓練への府民参加を進める ・住民等との連携による府総合防災訓練を継続して実施 ・各市町村、消防団、自主防災組織等による防災訓練の実施
123	○企業等の自衛消防隊の訓練等を充実させる	●府民生活部、市町村、消防組合、企業	D 97 ○企業等の自衛消防隊の訓練等を実施する
124	○外国人が参加する訓練や災害時ボランティア研修に継続して取り組む ・外国人を対象とする訓練を市町村等と連携して拡大させる ・災害時に外国人を支援するボランティアの研修を継続して実施する。	●知事室長G、(財)京都府国際センター、府民生活部	B 98 ○外国人を対象とした訓練を継続して取り組む
125	○平成29年度までに全沿岸市町で津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する	市町村、●府民生活部	B 205 ○津波を想定した訓練を実施する
126	○ため池の決壊を想定した防災訓練を実施する	●農林水産部、市町村	A 新規
127	○防災教育の新たなコンテンツを作成する	●府民生活部、市町村	D 95 ○防災教育の新たなコンテンツを作成する
128	○災害用伝言ダイヤルについて啓発する	●NTT西日本、NTTドコモ関西等	D 99 ○災害用伝言ダイヤルについて啓発する
2-6 多様な視点で取り組む			
2-6-1 多様な視点で防災対策に取り組む			
129	○男女共同参画センターにおいて女性相談事業を実施する	●府民生活部	D 293 ○男女共同参画センターにおいて女性相談事業を実施する
130	○女性等、多様な視点を踏まえた防災対策を検討する ・女性視点での防災対策意見交換会を毎年開催する	●府民生活部	B 131 ○女性等、多様な視点を踏まえた防災対策を検討する
131	○被災時の女性のための相談体制づくりを進める ・男女共同参画センターと市町村男女共同参画センター等のネットワーク会議の開催 ・女性相談員の育成研修の実施 ・女性警察官の対応能力の向上	●府民生活部、●警察	B 237 ○被災時の女性のための相談体制づくりを進める ・男女共同参画センターと市町村男女共同参画センター等のネットワーク会議の開催 ・女性相談員の育成研修の実施
3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る			
3-1 住宅の安全対策を進める			
3-1-1 住まいの耐震診断を進める			
132	○府民の耐震化に関する意識の向上を図る ・地震防災ハザードマップによる啓発 ・ホームページの充実 ・地震防災普及啓発冊子の作成、配付 ・防災教育の実施(小・中・高校生を対象とした出前講座、講演会) ・講演会、リーダー研修の実施等	●府民生活部、市町村	B 66 ○府民の耐震化に関する意識の向上を図る ・地震防災ハザードマップによる啓発 ・防災教育の実施(小・中・高校生を対象とした出前講座、講演会) ・講演会、リーダー研修の実施等
133	○木造住宅等の耐震診断を進める ・京都府住宅耐震診断事業の周知等 ・簡易耐震診断のホームページやパンフレットによる広報 ・耐震診断の助成制度について、府全域での実施 ・伝統的町家・民家の耐震診断、耐震改修を進める	●建設交通部、市町村	D 67 ○木造住宅等の耐震診断を進める ・京都府住宅耐震診断事業の周知・活用 ・簡易耐震診断のホームページやパンフレットによる広報 ・耐震診断の助成制度について、府全域での実施 ・同制度の年間を通して活用できるよう市町村窓口での柔軟な運用
134	○木造住宅の耐震診断・改修に係る専門技術者の養成・登録を進める ・5年間で2,000人の耐震診断士の養成・登録を目指す	●建設交通部、市町村	B 68 ○伝統的町家・民家の耐震診断を進める ○木造住宅の耐震診断・改修に係る専門技術者の養成・登録を進める ・耐震診断士のスキルアップを図る講習会の実施
3-1-2 住まいの耐震改修を進める			
135	○木造住宅等の耐震改修を進める <平成32年度までに耐震化率95%を目指す> ・住宅耐震改修助成制度や税制優遇措置等の周知 ・耐震改修助成制度の府全域での実施 ・業界団体と耐震改修助成制度等の周知や住宅の耐震化方策に係る意見交換の実施(京都府住宅耐震化促進連絡会議の開催) ・より使いやすい耐震改修の支援の検討 ・住宅関連事業者に対して、中古住宅流通過程のリフォームの際の耐震改修等を啓発する ・年間を通して同制度の活用ができるよう市町村窓口での柔軟な運用	●建設交通部、府民生活部、市町村	B 70 ○耐震性能の低い木造住宅等の耐震改修を進める <住宅の耐震化率 90%(H27)> ・住宅耐震改修助成制度の周知・活用 ・耐震改修助成制度の府全域での実施 ・年間を通して同制度の活用ができるよう市町村窓口での柔軟な運用 ・業界団体と耐震改修助成制度等の周知や住宅の耐震化方策に係る意見交換の実施(京都府住宅耐震化促進連絡会議の開催) ・より使いやすい耐震改修の支援の検討
136	○住宅関連事業者と連携し、補助制度の周知および改修事例集の活用や出前講座等による啓発を実施する	●建設交通部	C 74 ○住宅関連事業者と連携し、改修事例集の作成、現地見学会等を実施する
137	○市町村営住宅の耐震化を進める ・市町村において「公営住宅ストック総合活用計画」及び「建築物耐震改修促進計画」等に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施	●市町村	C 77 ○市町村営住宅の耐震化を進める ・市町村において「公営住宅ストック総合活用計画」及び「建築物耐震改修促進計画」等に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施

138	○府営住宅の耐震化を進める ・府営住宅ストック総合活用計画に基づき、順次建替を推進し、その中で耐震化を図る	●建設交通部	D	76	○府営住宅の耐震化を進める ・府営住宅ストック総合活用計画(H18～27年度)に基づき、順次建替を推進し、その中で耐震化を図る
完了	○全市町村で耐震改修促進計画を策定する	●建設交通部、市町村	E	72	○全市町村で耐震改修促進計画を策定する
完了	○耐震改修のモデル(費用等)を提示する ・府ホームページ等に具体例を掲載する	●建設交通部、府民生活部	E	75	○耐震改修のモデル(費用等)を提示する ・府ホームページ等に具体例を掲載する
<b>3-1-3 室内の安全対策を進める</b>					
139	○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策を進める <平成31年度までに家具固定率55%を目指す> ・消防団、自主防災組織等と連携し、室内の安全対策事業、住宅用火災警報器の設置事業等の一層の推進 ・家具転倒防止対策等へ助成の検討 ・家具の固定化等、居住空間の安全確保に関するポータルサイトを充実させる ・耐震シェルター、耐震ベッド等に対する助成の検討 ・耐震シェルター、耐震ベッド等について情報提供する	●府民生活部、市町村	B	78	○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策が進むよう継続して啓発する ・消防団、自主防災組織等と連携し、室内の安全対策事業(家具の固定化、ガラスの飛散防止)、住宅用火災警報器の設置事業等の一層の推進 ・家具転倒防止対策等へ助成の検討 ・耐震シェルター、耐震ベッド等に対する助成の検討
140	○府民による室内安全対策(家具の固定化、ガラスの飛散防止)の取組状況を調査する	●府民生活部	A	新規	○家具の固定化等、居住空間の安全確保に関するポータルサイトの設置 ・関係機関等の情報をまとめて情報提供するポータルサイトの作成
<b>3-2 地震後の住まい再建の最速化を進める</b>					
<b>3-2-1 災害時の仮住まいを確保する</b>					
141	○災害時における応急仮設住宅の建設に関する関係団体等との応援協定の締結を進めるとともに、その実効性を高める ・応急仮設住宅の建設にあたっての市町村との連携強化を図る	●建設交通部、●府民生活部、市町村	B	80	○災害時における応急仮設住宅の建設に関する関係団体等との応援協定の締結を進めるとともに、その実効性を高める
142	○公営住宅の空き戸数について常時把握する	●建設交通部、市町村	D	82	○公営住宅の空き戸数について常時把握する
143	○応急仮設住宅建設のための体制を整備する ・マニュアルに基づき、適地・候補地の確認・精査を行う ・マニュアルに則した訓練の実施	●建設交通部、●府民生活部、健康福祉部、市町村	B	81	○応急仮設住宅建設マニュアルを作成する
144	○発災時に民間施設等を一時的に利用できる体制を整備する ・災害時応援協定の実施細目や事務フローを定める	●建設交通部、●府民生活部、市町村	C	84	○仮設住宅の建設地を確保するための取組を進める ○民間施設等を一時的に利用できるシステムの検討を進める ・旅館、ホテル等民間宿泊施設と協定を締結する ・災害時の民間賃貸住宅の利用について検討を進める
<b>3-2-2 住まいの再建を支援する</b>					
145	○地震保険の普及啓発を図るとともに、補完的役割となる「住宅再建共済制度」を全国規模で構築できるよう取組を進める	●府民生活部	C	85	○全国規模での「住宅再建共済制度」が構築できるよう活動する
完了	○被災建物の解体・除却マニュアルを作成する	●府民生活部	E	87	○地震保険の普及啓発を図る ・普及啓発に関するパンフレットの配布、ポスターの掲示等 ○被災建物の解体・除却マニュアルを作成する
<b>3-2-3 火災発生防止対策を進める</b>					
146	○住宅用消火器等の普及・啓発を図る	●市町村	A	新規	
147	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める ・耐震性貯水槽 計168基整備(H23～27年度)	●府民生活部、市町村、消防組合	B	213	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める ・耐震性貯水槽 計1120基(H17年度) →1306基(186基整備)(H22年度)
148	○災害発生時の火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動について啓発を図る	●府民生活部	A	新規	
<b>4 行政等の災害対応策の向上を図る</b>					
<b>4-1 行政の危機対応組織・体制の整備を進める</b>					
<b>4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する</b>					
149	○府災害対策本部を備えたセンターを設置する ・災害対策本部の施設を常設する ・災害対応型自動販売機の設置を進める	●府民生活部、総務部、政策企画部、施設所管部局、消防組合	B	4	○必要な設備のバックアップ措置を行い、機能の確保対策を講じるとともに、代替施設確保の検討等を進める 4 ・府総合庁舎の自家発電設備整備 ・災害対応型自動販売機の設置を進める ・災害対策本部の代替施設を検討する
150	○市町村災害対策本部機能の代替施設を確保する	●市町村	A	新規	
151	○警察本部機能を確保する ・警察本部の施設の機能向上を図る ・本部代替施設の通信機能等の向上 ・各署の代替施設の確保	●警察	A	新規	
152	○災害対応に係る災害対策本部内の具体的な役割分担を見直す	●府民生活部	A	新規	
153	○計画、マニュアル、資料が一体となった分かり易い地域防災計画に改善する ・ホームページに解説ページを掲載する ・府職員に研修を実施する	●府民生活部	B	157	○府地域防災計画を見直し・改善する(毎年度) 157 ○計画、マニュアル、資料が一体となった現地域防災計画を再構成する ・ホームページに解説ページを掲載する ・府職員に研修を実施する
154	○地域防災計画に業務継続の考え方を反映するなど事業継続体制を確立する	●府民生活部	D	159	○地域防災計画に業務継続の考え方を反映するなど事業継続体制を確立する
155	○各市町村の地域防災計画を社会情勢等に応じ見直し・改善する ・重点事項について、見直しを実施	●市町村	D	160	○各市町村の地域防災計画を社会情勢等に応じ見直し・改善する ・重点事項について、見直しを実施
156	○南海トラフ地震防災推進計画を整備する <平成28年度までに推進地域内の全市町村での計画策定を目指す>	●市町村	B	161	○東南海・南海地震防災推進計画を整備する
157	○全市町村の地域防災計画に行政機能維持計画を追加する	●市町村	C	162	○市町村地域防災計画に行政機能維持計画を追加する
158	○業務継続計画を随時見直し、事業継続体制を確保する	●府民生活部、全部局	B	163	○業務継続計画の策定など事業継続体制を確保する ・地震に対応した本部・各部局マニュアルの作成(H22年度) ・市町村等における業務継続計画策定の支援
159	○平成31年度までに全市町村において、業務継続計画を策定する	●市町村	B	163	
160	○東日本大震災を踏まえ、地域防災計画において具体的な地震防災対策の推進を図る	●府民生活部、市町村	C	164	○東日本大震災を踏まえ、地域防災計画において具体的な地震防災対策の推進を図る
161	○緊急参集訓練の実施など職員の緊急参集体制を強化する ・京都府非常時専任職員制度の整備・拡充 ・各防災機関等における緊急参集体制の整備	●府民生活部	D	165	○緊急参集訓練の実施など職員の緊急参集体制を強化する ・京都府非常時専任職員制度の整備・拡充 ・各防災機関等における緊急参集体制の整備
162	○災害対策活動の初動体制を整備する	●府民生活部、市町村、防災関係機関	D	166	○災害対策活動の初動体制を整備する
163	○府災害対策本部運用マニュアルを見直し、改善する	●府民生活部	B	167	○府災害対策本部運用マニュアルを作成する
164	○職員の安否確認体制の確立	●府民生活部	C	168	○安否確認体制の確立
165	○職員用備蓄を進める	●府民生活部	D	176	○職員用備蓄を進める
166	○実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高める ・京都府総合防災訓練(年1回)、地震対策図上訓練(年1回)の実施 ・機関・団体・社内訓練の実施	●府民生活部、市町村、防災関係機関	D	177	○実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高める ・京都府総合防災訓練(年1回)、地震対策図上訓練(年1回)の実施 ・機関・団体・社内訓練の実施、安否確認方法の確立
167	○停電等を想定した機能喪失訓練を実施する	●府民生活部	C	178	○停電等を想定した機能喪失訓練を実施する
168	○具体の地震災害シナリオを作成する	●府民生活部	D	179	○具体の地震災害シナリオを作成する

169	○南海トラフ巨大地震を想定した訓練を実施する ・橋梁等の落下などを想定した実践的な訓練の実施	●府民生活部、市町村、防災関係機関	D	180	○南海トラフ巨大地震を想定した訓練を実施する ・橋梁等の落下などを想定した実践的な訓練の実施
170	○複合災害を想定した訓練を実施する	●府民生活部	D	181	○複合災害を想定した訓練を実施する
171	○災害対策本部立ち上げ訓練等(訓練内容改善)を行う	●中部近畿産業保安監督部近畿支部	D	182	○災害対策本部立ち上げ訓練等(訓練内容改善)を行う
172	○防災職員等に対する研修等を実施する ・府、市町村職員の防災意識、災害対応能力を高めるための研修の実施	●府民生活部、市町村	D	188	○防災職員等に対する研修等を実施する ・府、市町村職員の防災意識、災害対応能力を高めるための研修の実施
173	近畿財務局総合防災マニュアルについて、実効性のあるマニュアルとなるよう随時見直しの必要性を検討する(H26.8直近改訂) ・防災訓練を毎年実施し、内容を検証の上、必要に応じて訓練内容やマニュアルの見直しを行う	●近畿財務局京都財務事務所	B	170	○近畿財務局総合防災マニュアルを策定する(H19.11.20策定済み)
174	○国の地方機関における連携体制を確保する ・第二地方合同庁舎における機関横断的な非常時対応マニュアルを策定する	●近畿財務局京都財務事務所	A	新規	
完了	○防災マニュアルを整備する(災害発生時における行動マニュアル策定)	●中部近畿産業保安監督部近畿支部	E	171	○防災マニュアルを整備する(災害発生時における行動マニュアル策定)
<b>4-1-2 通信の手段を確保する</b>					
175	○府防災行政無線の利用機関を拡充する	●府民生活部	D	139	○府防災行政無線の利用機関を拡充する
176	○市町村の防災行政無線のデジタル化整備を進める	●府民生活部、市町村	C	140	○市町村の防災行政無線のデジタル化整備を進める
177	○災害に強い情報通信基盤を整備する ・防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化の継続や衛星インターネット回線の導入	●政策企画部、市町村	B	146	○次期情報基盤を整備する ・防災拠点・重要拠点のネットワークを全国に先駆けて完全二重化するなどの対策の実施
178	○国の整備する次世代研究開発ネットワーク回線を活用し、他府県等とネットワークの相互接続を行う	●政策企画部	D	147	○国の整備する次世代研究開発ネットワーク回線を活用し、他府県等とネットワークの相互接続を行う
179	○府防災行政無線施設・設備及び通信体制を維持する	●府民生活部	D	148	○府防災行政無線施設・設備及び通信体制を維持する
180	○防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る 消防庁:消防防災無線、国交省:マイクロ無線、自衛隊:マイクロ無線、警察:警察無線、消防:消防無線(H27年度までにデジタル化整備)、JRW西日本:鉄道無線	●総務省、●近畿地方整備局、●自衛隊、●警察、●府内消防本部、●JRW西日本	D	149	○防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る 消防庁:消防防災無線、国交省:マイクロ無線、自衛隊:マイクロ無線、警察:警察無線、消防:消防無線(H27年度までにデジタル化整備)、JRW西日本:鉄道無線
181	○重要通信を確保する ・重要通信センターの分散 ・中継伝送路の多ルート化・2ルート化等非常時優先電話の確保 ・特設公衆電話の設置(災害用伝言ダイヤル171の開設等) ・移動電源車の整備及びポータブル衛星の増備 ・通信孤立回避の検討	●NTT西日本、NTTコム関西	D	150	○重要通信を確保する ・重要通信センターの分散 ・中継伝送路の多ルート化・2ルート化等非常時優先電話の確保 ・特設公衆電話の設置(災害用伝言ダイヤル171の開設等) ・移動電源車の整備及びポータブル衛星の増備 ・通信孤立回避の検討
182	○災害時の通信サービスの確保 ・重要通信の確保 ・基幹伝送路の多ルート化と経路分散 ・電源確保の備え 通信局舎…自家発電機の設置 各無線基地局…予備蓄電池の設置 移動電源車の配備 ・車載型無線基地局の配備 ・災害用伝言板サービスの提供 ・衛星電話の自治体への貸出	●KDDI	D	151	○災害時の通信サービスの確保 ・重要通信の確保 ・基幹伝送路の多ルート化と経路分散 ・電源確保の備え 通信局舎…自家発電機の設置 各無線基地局…予備蓄電池の設置 移動電源車の配備 ・車載型無線基地局の配備 ・災害用伝言板サービスの提供 ・衛星電話の自治体への貸出
183	○関係機関等による情報連絡体制を整備する ・衛星携帯電話の配備(1箇所) ・緊急時の連絡体制の強化(さらなる通信設備の整備)	●京都中央郵便局、●府トラック協会	D	152	○関係機関等による情報連絡体制を整備する ・衛星携帯電話の配備(1箇所) ・緊急時の連絡体制の強化(さらなる通信設備の整備)
184	○警察無線を充実させる ・本部代替施設の通信機能の向上 ・各警察署に衛星電話機等の通信機能を整備	●警察	A	新規	
185	○孤立可能性地域の通信手段を確保する	●府民生活部、●市町村、●警察、●自衛隊、●海上保安本部、●近畿地方整備局等	D	239	○孤立可能性地域の災害対応体制の整備を進める ・通信手段の確保 ・集落単位の避難所収容計画の策定 ・孤立時の医療救護計画の策定 ・臨時ヘリポート
<b>4-1-3 被害情報の収集を迅速に進める</b>					
186	○新防災情報システムを効率的に活用した訓練を行う	●府民生活部、市町村	B	132	○訓練等の結果を検証し、防災情報システム運用の充実・強化を図る
187	○災害情報を迅速・的確に把握できるシステムを整備する ・スマートフォンやタブレット端末を活用し現場から災害情報を収集することにより、災害情報の迅速・的確な把握や情報共有の推進	●政策企画部、府民生活部、建設交通部	C	136	○災害情報の迅速・的確に把握できるシステムを整備する ・ケータイGIS(GPS機能付き携帯電話を活用したGIS)を活用し現場から災害情報を収集することにより、災害情報の迅速・的確な把握や情報共有の推進
188	○新たな防災情報システムの整備を行う	●府民生活部	D	138	○新たな防災情報システムの整備を行う
<b>4-1-4 災害情報の伝達体制を確立する</b>					
189	○防災・防犯メール登録者数の拡大 <登録者10万人を目指す>	●府民生活部、市町村	B	133	○防災・防犯メール登録者数の拡大
190	○地デジを活用した情報伝達システムの情報内容を拡充する	●政策企画部	D	144	○地デジを活用した情報伝達システムの情報内容を拡充する
191	○スマートフォンを活用し多言語で観光防災情報を提供する	●政策企画部	A	新規	
192	○災害時広報業務マニュアルに基づいた訓練を継続して実施する	●知事室長G、府民生活部	B	153	○災害時広報業務マニュアルの改善を図る ・災害時に有効なツイッター、フェイスブック等による情報提供実施 ・災害時のホームページ提供体制確立
193	○全国瞬時警報システムを整備し、緊急地震速報の府民への伝達体制を構築する ・府立施設の放送設備との連動の検討 ・府民への伝達体制整備の検討	●府民生活部、市町村	D	154	○全国瞬時警報システムを整備し、緊急地震速報の府民への伝達体制を構築する ・府立施設の放送設備との連動の検討 ・府民への伝達体制整備の検討
194	○警報伝達体制を整備する ・避難勧告等の客観的避難基準を全市町村での作成の完了 ・携帯電話(メール機能を含む)、ホームページ、広報・消防無線、広報車、避難誘導車等の活用 ・市町村においてハザードマップの利活用の推進 ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知 ・放送事業者との協定等の実効性確保	●府民生活部、市町村	B	155	○警報伝達体制を整備する ・避難勧告等の客観的避難基準を全市町村での作成の完了 ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知 ・市町村においてハザードマップの利活用の推進 ・放送事業者との協定等の実効性確保
195	○二次災害を引き起こす危険情報の収集・提供体制を確立する ・ガス供給施設等の被害状況 ・河川堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況 ・環境モニタリングデータ	●府民生活部、国、●建設交通部、市町村、●環境部	D	247	○二次災害を引き起こす危険情報の収集・提供体制を確立する ・ガス供給施設等の被害状況 ・河川堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況 ・環境モニタリングデータ
完了	○全市町村でJ-ALERT整備する	●府民生活部、市町村	E	141	○全市町村でJ-ALERT整備する
完了	○統合型GISを活用した災害情報の提供体制を構築する	●政策企画部、府民生活部	E	143	○統合型GISを活用した災害情報の提供体制を構築する
完了	○次世代震度情報ネットワークを構築する(H22年度)	●府民生活部、京都気象台	E	145	○次世代震度情報ネットワークを構築する(H22年度)
完了	○エリアメールの導入の検討を進める	●府民生活部	E	156	○エリアメールの導入の検討を進める
<b>4-1-5 応援・受入体制を強化する</b>					
□ 防災関係機関との連携・応援体制を強化する					
196	○関係機関と合同災害対応訓練を実施する ・京都府総合防災訓練、地震対策図上訓練の実施(再掲) ・東南海・南海地震訓練の実施(再掲)	●府民生活部、市町村、消防組合、防災関係機関、NPO	D	193	○関係機関と合同災害対応訓練を実施する ・京都府総合防災訓練、地震対策図上訓練の実施(再掲) ・東南海・南海地震訓練の実施(再掲)

197	○関係機関との連携会議を開催する(各年1回) ・京都府防災会議・国民保護協議会、京都府危機管理関係機関連絡会議、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議	●府民生活部、市町村、防災関係機関	D	194	○関係機関との連携会議を開催する(各年1回) ・京都府防災会議・国民保護協議会、京都府危機管理関係機関連絡会議、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議
198	○民間企業、団体等との災害時の応援協定の締結を進める ・応援協定締結	●府民生活部、市町村	B	195	○民間企業、団体等との災害時の応援協定の締結を進める ・応援協定締結 96機関(H21年9月現在)→120機関(H26年度)
199	○自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域受援計画の策定を進める ・対策委員の確保、資機材、必要物資等の確保等	●府民生活部、建設交通部、●自衛隊、●警察、●近畿地方整備局	D	196	○自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域受援計画の策定を進める ・対策委員の確保、資機材、必要物資等の確保等
200	○大規模地震発生時における被災情報の収集や地域の災害対策活動を行うための防災エキスパートネットワークを構築する	●近畿地方整備局	D	200	○大規模地震発生時における被災情報の収集や地域の災害対策活動を行うための防災エキスパートネットワークを構築する
201	○連携・応援体制を強化する ・各自治体が開催する防災会議、国民保護協議会、洪水連絡会等各種会議及び総合防災訓練等への積極参加 ・NTTグループの連携・応援体制の強化 ・緊急時の連携の強化及び相互支援体制の確立 ・NTTグループとしての総合防災演習の実施	●NTT西日本、NTTドコモ関西	D	201	○連携・応援体制を強化する ・各自治体が開催する防災会議、国民保護協議会、洪水連絡会等各種会議及び総合防災訓練等への積極参加 ・NTTグループの連携・応援体制の強化 ・緊急時の連携の強化及び相互支援体制の確立 ・NTTグループとしての総合防災演習の実施
<b>□ 広域的な災害に備える</b>					
202	○広域防災活動拠点の整備を進める	●府民生活部、建設交通部、防災関係機関	D	197	○広域防災活動拠点の整備を進める
203	○国や他地方公共団体(遠隔都道府県含む)との連携強化を進める	●府民生活部、防災関係機関	D	199	○国や他地方公共団体(遠隔都道府県含む)との連携強化を進める
204	○関西広域連合「関西防災・減災プラン」及び「南海トラフ巨大地震応急対応マニュアル」に基づき広域災害への対応を整備する	●府民生活部	D	202	○関西広域連合、関西防災・減災プランに基づき広域災害への対応を整備する
205	○関西広域応援・受援実施要綱に基づき、広域的な応援体制を強化する	●府民生活部、防災関係機関	D	203	○広域的な応援体制を強化する
206	○関西広域の連携訓練の実施	●府民生活部	D	204	○関西広域の連携訓練の実施
207	○災害時応援協定の締結等関係機関等との広域避難体制を確認し、連携訓練を実施する ・応援協定の実効性の確保	●府民生活部	B	228	○災害時応援協定の締結等関係機関等との広域避難体制を強化する ・応援協定の実効性の確保
208	○広域避難に係る手順書に関係機関と連携し定める ・協定締結関係機関等との訓練の実施	●府民生活部	B	229	○広域避難に係る手順に関係機関と連携し定める
209	○災害時応援協定の締結等企業との災害復旧に係る協力体制を強化する ・応援協定の締結と実効性の確保 ・協定締結団体等との訓練の実施	●府民生活部、市町村、ライフライン事業者等、警察	B	279	○災害時応援協定の締結等企業との災害復旧に係る協力体制を強化する ・応援協定の締結と実効性の確保
完了	○市町村の地域防災拠点施設を整備する(宇治市、城陽市、八幡市、宮津市、福知山市)	●市町村	E	198	○市町村の地域防災拠点施設を整備する(宇治市、城陽市、八幡市、宮津市、福知山市)
<b>4-1-6 府民への広報活動を確立する</b>					
210	○応援協定に基づきコミュニティFMとの連携体制を整備する ・実践的な訓練を継続して行う	●知事直轄、府民生活部	B	142	○コミュニティFMとの応援協定を締結する
211	○被害者への家族等の安否情報の回答のあり方について検討する	●府民生活部	A	新規	
212	○ホームページを活用した各種防災情報の提供	●府民生活部、建設交通部	D	134	○ホームページを活用した各種防災情報の提供
完了	○危機管理ポータルサイトを整備する(H22年度)	●府民生活部	E	135	○危機管理ポータルサイトを整備する(H22年度)
完了	○海拔の表示を進める	●市町村	E	207	○海拔の表示を進める
<b>4-2 災害後の府民生活を守る活動の質を向上する</b>					
<b>4-2-1 救助・救出活動の能力を向上させる</b>					
213	○孤立可能性地域の災害対応体制の整備を進める ・集落単位の避難収容計画の策定 ・航空隊、機動隊等による被災者つり下げ救出訓練の実施	●府民生活部、●市町村、●警察、●自衛隊、●海上保安本部、●近畿地方整備局等	B	239 (再掲)	○孤立可能性地域の災害対応体制の整備を進める ・通信手段の確保 ・集落単位の避難収容計画の策定 ・孤立時の医療救護計画の策定 ・臨時ヘリポート
214	○救出・救助資機材、車両等の整備を進める	●消防、●警察、●自衛隊、●海保、●日赤、●近畿地方整備局、●府民生活部、●市町村	D	210	○救出・救助資機材、車両等の整備を進める
215	○救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る ・各機関又は府、市町村と連携した訓練の実施(総合防災訓練、テロ訓練、大規模事故想定訓練等)	●消防、●警察、●自衛隊、●海保、●日赤、●近畿地方整備局、●府民生活部、●市町村	D	211	○救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る ・各機関又は府、市町村と連携した訓練の実施(総合防災訓練、テロ訓練、大規模事故想定訓練等)
216	○消防の災害対応能力の向上を図る ・消防体制の充実(装備、本部体制、指令) ・府立消防学校の機能充実	●府民生活部、市町村、消防組合	D	212	○消防の災害対応能力の向上を図る ・消防体制の充実(装備、本部体制、指令) ・消防学校の機能充実
217	○警察部隊の装備資機材等を充実する ・個人装備品、備蓄物資の整備計画の推進 ・装備資機材の計画的整備	●警察	A	新規	
218	○孤立可能性地域を把握し、データベース化する	●府民生活部、市町村	D	238	○孤立可能性地域を把握し、データベース化する
<b>□ 災害時の医療体制を整備する</b>					
219	○災害時医療体制の充実を進める ・災害拠点病院、災害医療コーディネーター、DMAT等が連携して、研修会・訓練を毎年実施 ・基幹災害医療センターの設備整備・運営に対する助成	●健康福祉部、日赤等医療機関	B	214	○災害拠点病院(8病院)の機能の充実を進める ・災害拠点病院等研修会、訓練を毎年実施 ・災害医療センターの設備整備・運営に対する助成 ・災害拠点病院以外の公的医療機関の整備
220	○京都府災害拠点病院等連絡協議会を中心として災害時医療体制を整備する ・京都府災害医療活動指針を策定する ・災害医療コーディネーターの運用について協議する ・SCU(広域医療搬送拠点)の整備について検討する	●健康福祉部、日赤等医療機関	B	215	○災害医療センター等連絡協議会(仮称)を設立し、災害時における病院間連携や府におけるDMAT研修等の実施による災害時医療体制の充実(H25年度中設置予定)
221	○京都府緊急災害医療チーム(DMAT)の養成(260名)を進める ・京都DMAT養成研修を実施し、府内14病院各3チーム以上の体制の確保を図る	●健康福祉部、日赤等医療機関	B	216	○京都府緊急災害医療チーム(DMAT)の養成を進める
222	○医薬品・医療用品の確保体制を継続・強化する ・搬送体制について検討、確保する	●健康福祉部	B	217	○医薬品・医療用品の確保体制を継続・強化する ・応援協定の実効性の確保 ・災害用医薬品備蓄リストの見直し
223	○災害時の医療・救護体制を整備する ・救護所への応援体制の整備 ・医療機関の被害状況の把握体制の確保(医師会間の被害状況報告連絡網の整備)	●健康福祉部、府医師会、府民生活部	C	218	○災害時の医療・救護体制を整備する ・救護所への応援体制の整備 ・医療機関の被害状況の把握体制の確保(医師会間の被害状況報告連絡網の整備)
224	○災害時医療救護活動マニュアルに基づいた訓練を実施する	●府医師会	B	219	○災害時の医療体制整備に係るマニュアルの策定
225	○医療機関と搬送機関の情報共有、連携体制を強化する ・災害時医療情報入力訓練を実施し、各機関のシステムへの入力率向上を図る	●健康福祉部、医療機関、市町村、消防組合	B	220	○医療機関と搬送機関の情報共有、連携体制を強化する ・広域医療災害救急医療情報システムの運用等 ※医療機関(3次及び2次、初期救急(休日夜間急患センター等)、消防機関など約140施設)設置 ・国、府による災害発生時の医療機関によるシステム情報伝達訓練等の実施 ・ドクターカーの管理・運営に要する経費の助成
226	○人員輸送に係る応援協定締結機関と搬送協力体制を確認し、連携訓練を実施する ・応援協定の実効性の確保	●府民生活部	D	222	○人員輸送に係る応援協定締結機関との連携訓練の実施



227	○ドクターヘリを導入する 関西広域連合による共同運航	●健康福祉部	D	221	○ドクターヘリを導入する 関西広域連合による共同運航
228	○災害看護ボランティアの災害対応能力を向上させる(府看護協会) ・JMAT京都(日本医師会災害医療チーム)に参加し、災害対応能力の向上を図る	●府看護協会	A	新規	
<b>亡くなられた方の対策を行う</b>					
229	○迅速かつ的確に亡くなられた方への対応ができる体制を確保する ・多数遺体取扱要領に基づいた訓練の実施 ・遺体安置所の確保 ・遺族等の心情を理解させる教養の推進	●警察、市町村、●健康福祉部	B	248	○迅速かつ的確に亡くなられた方への対応ができる体制を確保する ・災害発生時の検視要員の確保 ・遺体の検案体制の整備 ・火葬場データベースの整備 ・埋火葬等の広域連携体制の確保 ・遺体安置所の確保
230	○埋火葬広域連携体制を確保する ・広域火葬計画の策定	●健康福祉部	B		
231	○亡くなられた方への対策について関係団体との応援体制を確保する	●健康福祉部	D	249	○亡くなられた方への対策について関係団体との応援体制を確保する
<b>4-2-2 被災者の生活対策を支援する</b>					
<b>○避難所の整備・円滑な運営を行う</b>					
232	○避難所の耐震化を進める <平成31年度までに耐震化率90%を目指す>	●府民生活部、施設所管部局、教育庁、市町村	B	270	○避難所の耐震化を進める(再掲)
233	○避難所に指定されていない公的施設の指定拡充や中規模ホテル・旅館等民間施設の活用について検討を進める	●市町村、府民生活部、商工労働観光部、建設交通部	B	271	○避難所に指定されていない公的施設の指定拡充やホテル等民間施設の活用について検討を進める
234	○京都市府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、避難所において飲料水、電気、ガス等が確保できる体制を整備する。	●府民生活部、市町村	D	272	○京都市府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、避難所において飲料水、電気、ガス等が確保できる体制を整備する。
235	○自立できる避難所として太陽光発電などを整備する	●環境部、府民生活部、市町村	B	273	○自立できる避難所として太陽光発電などの検討を進める
236	○避難所運営体制の整備を進める ・各市町村において、地域防災計画に基づき、避難所運営体制を整備 ・避難所運営マニュアルを作成する	市町村、健康福祉部、●府民生活部	C	274	○避難所運営体制の整備を進める ・各市町村において、地域防災計画に基づき、避難所運営体制を整備
237	○避難所開設の初動体制を確保するための訓練を実施する ・市町村、学校、地元自治会等の連携した避難所開設訓練の実施	市町村、学校、教育庁、●府民生活部	A	新規	○避難所運営マニュアルを作成する
238	○男女共同参画の視点での避難所運営ガイドを活用し、市町村職員及び関係団体等への普及啓発を行う	●府民生活部	D	278	○男女共同参画の視点での避難所運営ガイドを作成し、市町村職員及び関係団体等への普及啓発を行う
239	○避難所にWi-Fi設備を整備する	●政策企画部	A	新規	
240	○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する	●警察	D	265	○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する
<b>○保健・衛生対策を実施する</b>					
241	○被災地、避難所等の衛生管理体制を確立する ・衛生環境維持対策の確保及び支援体制の強化 ・避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及	●健康福祉部、府民生活部、市町村	B	258	○被災地、避難所等の衛生管理体制を確立する ・住民、避難者の健康管理体制の確保及び支援体制の強化 ・消毒剤等の確保及び支援体制の強化 ・衛生環境維持対策の確保及び支援体制の強化
242	○住民、避難者の健康管理体制を確保する	●健康福祉部、府民生活部、市町村	D		
243	○放浪動物・危険動物の保護・収容体制等を確立する ・応援協定の実効性の確保 ・ペット等の対応マニュアルの普及	●健康福祉部、農林水産部、市町村	C	259	○放浪動物・危険動物の保護・収容体制等を確立する ・応援協定の実効性の確保
244	○被災者のメンタルケアの充実を図る ・他府県等、外部からの派遣、支援の受入体制の整備を検討する	●健康福祉部	B	263	○被災者のメンタルケアの充実を図る
245	○災害時のメンタルケアに対応したマニュアルの策定を検討する	●健康福祉部	C	264	○災害時のメンタルケアに対応したマニュアルの策定を検討する
246	○断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保を進める ・応援協定の実効性の確保	●環境部、市町村	D	288	○断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保を進める ・応援協定の実効性の確保
247	○京都市府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、仮設トイレを備蓄する	市町村、●府民生活部	D	289	○京都市府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、仮設トイレを備蓄する
248	○大気汚染・水質汚濁常時監視の強化及び大気汚染・水質汚濁緊急時対策を実施できる体制を確立する ・非常用電源対策の推進	●環境部、市町村	B	245	○大気汚染・水質汚濁常時監視の強化及び大気汚染・水質汚濁緊急時対策を実施できる体制を確立する ・大気環境モニタリングシステムの耐震化の推進
249	○特別管理廃棄物の適正処理を進める ・アスベスト、PCBなどの適正処理の推進	●環境部、市町村	B	246	○特別管理廃棄物の適正処理を進める ・アスベスト、PCBなどの処理計画の作成
完了	○ペット等の対応マニュアルを作成する	●健康福祉部、市町村	E	260	○ペット等の対応マニュアルを作成する
完了	○避難所における災害時食品衛生管理体制のマニュアル化を図る	●健康福祉部	E	262	○避難所における災害時食品衛生管理体制のマニュアル化を図る
<b>4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う</b>					
250	○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する ・災害時の相談・支援体制について検討する	●健康福祉部	B	223	○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する
251	○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する ・災害時の相談・支援体制について検討する	●健康福祉部、市町村	B	224	○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する 発達障害者支援事業 高次脳機能障害者支援事業
252	○災害時要配慮者名簿・マップを活用し、平時から関係機関の情報共有を進める ・各市町村において情報共有を行う機関の拡大を図る	●健康福祉部、市町村、府民生活部	B	230	○災害時要配慮者名簿・マップを活用し、平時から関係機関の情報共有を進める ・全市町村で情報共有を行う
253	○要配慮者の避難体制を確保する ・全市町村で個別避難計画を策定する	市町村、●健康福祉部、府民生活部等	B	231	○要配慮者の避難体制を確保する ・避難支援全体計画策定 ・個別避難計画策定に着手
254	○外国籍住民のための日本語ボランティアを充実する ・ボランティア登録者の増加 ・ボランティア員のレベルアップ	●知事室長G、府国際センター	A	新規	
255	○意思疎通支援者(手話通訳者、盲ろう者の通訳介助員、要約筆者)の養成を進める	●健康福祉部、市町村	D		○要配慮者対策を進める ・手話通訳者の養成 ・盲ろう者の通訳介助員の養成 ・要約筆者の養成
256	○福祉避難サポートリーダーを養成する ・平成28年度までに1000人の養成を目指す	●健康福祉部、市町村	B	233	○福祉施設活用の先進的取組事例等の紹介 ・連絡調整会議の開催 ・生活・災害情報を多言語で配信、防災ガイドの作成 ・福祉避難サポートリーダー養成研修の開催
257	○全市町村で要配慮者を含めた避難訓練を実施する	●健康福祉部、市町村	B		
258	○避難所における要配慮支援を進める ・全市町村でマニュアルに沿った訓練の実施 ・すべての小学校区で福祉避難所、福祉避難コーナーを設置する	●健康福祉部、市町村	B	276	○避難所における要配慮支援を進める ・各市町村において、地域防災計画に基づく、避難所運営体制の整備 ・介護施設等との災害時の避難所開設に関する応援協定の締結
259	○外国籍住民のための生活相談事業、日本語指導事業を実施する ・生活相談事業(5ヶ国語による生活相談の実施) ・日本語指導事業(日本語教室の開催)	●知事室長G、府国際センター	D	232	○外国籍住民のための生活相談事業、日本語指導事業を実施する 生活相談事業(5ヶ国語による生活相談の実施) 日本語指導事業(日本語教室の開催)
260	○介護保険・障害者福祉サービス事業者の指導監督の際に、防災関係について機会があることに周知及び啓発を行う	●健康福祉部	D	235	○介護保険・障害者福祉サービス事業者の指導監督の際に、防災関係について機会があることに周知及び啓発を行う
261	○市町村における相談事業を支援するためゼネラルケアマネージャーを配置し、地域ネットワーク構築に向けた指導等広域的事業を行う	●健康福祉部	D	236	○市町村における相談事業を支援するためゼネラルケアマネージャーを配置し、地域ネットワーク構築に向けた指導等広域的事業を行う
完了	○災害時要配慮者への情報提供システムの検討を進める	●市町村、健康福祉部、府民生活部	E	234	○災害時要配慮者への情報提供システムの検討を進める
完了	○要配慮者支援のためのマニュアルを作成する	●健康福祉部、市町村、府民生活部	E	277	○要配慮者支援のためのマニュアルを作成する
<b>4-2-4 物資等の輸送、供給対策を行う</b>					

262	○「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、計画的な備蓄を進める <平成30年度までに充足率100%を目指す>	●府民生活部、健康福祉部	B	250	○公的備蓄に流通備蓄を組み合わせ、経済的・効率的な京都府内の備蓄計画を策定する ・府・市町村による公的備蓄の推進 ・事業者等との応急物資供給等に関する協定の締結の推進と実効性の確保 ・生活必需品の保有業者、物資名及び在庫数量の調査の実施
263	○「公的備蓄等に係る基本的な考え方」等に基づき、市町村が必要な備蓄量を整備する <平成30年度までにすべての重点備蓄品目について全市町村の合計充足率100%を目指す>	市町村、●府民生活部	A	新規	256 ○関西広域連合の備蓄計画(平成25年策定予定)と整合性を図り、備蓄を進める
264	○事業者等の応急物資や流通備蓄の実効性を確保する	●府民生活部	A	新規	
265	○物資の確保・調達及び輸送について関西広域連合での体制を構築する	●府民生活部、健康福祉部、市町村、近畿運輸局	B	252	○関西広域の備蓄体制についての検討を進める ◆現状 食料品等の備蓄等の状況 ・府・市町村において、乾パンや米など約60万食の公的備蓄 ・事業者、団体と62種類の協定の締結 ・広報紙、ホームページ、防災講習会等で家庭内備蓄の啓発の実施
				257	○物流団体・事業者と連携した物資集積配送体制を整備する ・物流保管に関する倉庫協会との協定締結 ・物流専門家の派遣に関する協定締結
266	○緊急輸送体制の確立に向け出動事業者の選定方法をマニュアル化する	●府トラック協会	D	255	○緊急輸送体制の確立に向け出動事業者の選定方法をマニュアル化する
267	○災害時の対応能力を向上させる(府トラック協会) ・各会員における車種・積載量ごとの保有車両数を把握する	●府トラック協会	A	新規	
268	○物資の効率的な配送等を考慮した府備蓄倉庫の体制を整備する ・大規模公共施設の建設時に備蓄倉庫機能を付与	●府民生活部、健康福祉部	B	254	○府の備蓄倉庫を整備する
269	○各市町村の計画に基づき、備蓄倉庫を整備する	●府民生活部、市町村	D	253	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、市町村備蓄倉庫を整備する
270	○地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、浄水型水泳プールを整備する	●市町村	A	新規	
271	○緊急輸送関連施設(交通管制施設)の整備を進める ・交通安全施設等整備(交通監視カメラ及び交通規制表示板、信号機電源付加装置の整備)	●警察	A	新規	
272	○応急給水(井戸水を利用など)の確保体制を整備する ・給水車の整備	●環境部、市町村	D	287	○応急給水(井戸水を利用など)の確保体制を整備する ・給水車の整備
<b>4-2-5 NPO・ボランティアと連携する</b>					
273	○府災害ボランティアセンターの機能を強化する ・災害時初動支援チームの登録者に研修を行う	●健康福祉部、府災害ボランティアセンター	B	126	○府災害ボランティアセンターの機能を強化する。 ・企業・団体に災害ボランティアセンターへの登録を呼びかけるリーフレット等の作成、配付等の取組 ・広域的なネットワークの構築(近畿府県における災害時の連携強化) ・無線通信の整備
274	○市町村の災害ボランティアセンターの体制を整備する ・全市町村で災害ボランティアセンターの常設化を目指す	府災害ボランティアセンター、市町村、各市町村災害ボランティアセンター、●健康福祉部	B	127	○市町村の災害ボランティアセンターの体制を整備する ・府内市町村で常設の災害ボランティアセンターの設立の推進 ・京都市災害ボランティアセンターの各区ごとに設置できる仕組みづくりの検討
275	○平成31年度までに地域の防災力向上や大規模自然災害発生時の復旧・復興を図るNPO等の取組を支援するシステムを確立する ・災害時における中長期的なNPO等による生活再建支援を行う	●府民生活部	A	189	○各市町村で常設の市町村災害ボランティアセンターの設置を進める(再掲)
276	○国有林防災ボランティア制度を活用する	●近畿中国森林管理局	D	191	○国有林防災ボランティア制度を整備する
<b>4-2-6 公共インフラ被害の応急処置等を行う</b>					
277	○緊急輸送交通管制施設の整備を進める ・交通安全施設等整備(交通監視カメラ及び交通情報板の整備)	●警察	B	267	○緊急輸送交通管制施設の整備を進める ・交通安全施設等整備(交通監視カメラ及び交通規制表示板の整備)
278	○災害時の交通体制を整備する <5箇年で300箇所の整備を進める> ・信号機電源付加装置の整備 ・道路啓閉体制の確保	●警察、●建設交通部	B	268	○災害時における緊急輸送道路の交通を確保する ・緊急通行車両の確認 ・適切な交通規制の実施 ・交通情報の収集及び迅速な提供 ・道路啓閉体制の確保
279	○放置車両の撤去に伴う民間団体、道路管理者との連携体制を強化する ・応援協定の実効性の確保	●警察	B	269	○放置車両の撤去に伴う民間団体との連携体制を強化する ・応援協定の実効性の確保
280	○京都府水道震災対策行動マニュアルを必要に応じ改善する	●環境部	D	169	○京都府水道震災対策行動マニュアルを必要に応じ改善する(H21年9月改訂)
281	○全市町村で水道震災対策行動マニュアルの整備を目指す	市町村、●環境部	B	281	○京都府水道震災対策行動マニュアルを必要に応じ改善する(H21年9月改訂)(再掲)
282	○災害発生時に復旧支援を行う機械の配備体制を維持する	●近畿地方整備局	D	282	○「市町村等水道震災対策行動マニュアル策定指針」(H21年9月改訂)を改善する
283	○社会基盤の代替機能の確保体制を整備する ・代替交通機関の確保体制の整備 ・電源車の整備等	●府民生活部、建設交通部、市町村、ライフライン事業者等	C	284	○災害発生時に復旧支援を行う機械の配備体制を維持する
284	○列車脱線復旧訓練を実施する(1~2回/年)	●JR西日本京都支社	D	183	○列車脱線復旧訓練を実施する(1~2回/年)
285	○郵便局の窓口業務の確保、災害の復旧及び被災社員等の救助活動を迅速・適正に行える体制を確保する	●京都中央郵便局	D	174	○郵便局の窓口業務の確保、災害の復旧及び被災社員等の救助活動を迅速・適正に行える体制を確保する
286	○電力安定供給への体制を充実させる ・災害時初動対応体制の充実(継続)	●関西電力	D	286	○郵便局の窓口業務の確保、災害の復旧及び被災社員等の救助活動を迅速・適正に行えるよう初動対応訓練等を実施し、体制を確保する
287	○消火・救出・救助計画の充実・強化を図る(計画の策定)	●北近畿タンゴ鉄道	D	173	○電力安定供給への体制を充実させる ・災害時初動対応体制の再整備(H23年度)
288	○地震訓練等を実施(年1回)する ・全社地震訓練の実施、資機材の点検整備、安否確認	●大阪ガス	C	175	○消火・救出・救助計画の充実・強化を図る(計画の策定)
289	○地震想定訓練を実施(年2回)する ・大規模地震を想定した地域単位での訓練(復旧訓練、炊き出し訓練等)の実施	●府エルピーガス協会	D	184	○地震訓練等を実施(年1回)する ・全社地震訓練の実施、資機材の点検整備、安否確認
290	○被災地でのLPガスの安定供給体制の維持・確立を図る(府LPガス協会) ・中核充填所の稼働訓練等を毎年計画的に実施する	●府エルピーガス協会	D	185	○地震想定訓練を実施(年2回)する ・大規模地震を想定した地域単位での訓練(復旧訓練、炊き出し訓練等)の実施
291	○電力関係防災訓練を実施する ・大規模地震等非常時災害を想定した訓練の実施(年1回以上)	●関西電力	A	新規	
292	○実践的な防災訓練を実施する(JRとの合同訓練も実施)	●北近畿タンゴ鉄道	D	186	○電力関係防災訓練を実施する ・大規模地震等非常時災害を想定した訓練の実施(年1回以上)
293	○ライフライン事業者等において事業継続体制を確立する ・事業継続計画の策定(関西電力、大阪ガス、府エルピーガス協会、NTT西日本)	●ライフライン事業者	D	187	○実践的な防災訓練を実施する(JRとの合同訓練も実施)
294	○業界を超えたライフライン施設の復旧体制を整備する ・業界の相互救援体制を構築・拡充する	●府民生活部、ライフライン事業者	D	285	○ライフライン事業者等において事業継続体制を確立する ・事業継続計画の策定(関西電力、大阪ガス、府エルピーガス協会、NTT西日本)
295	○移動機・充電器の貸出 ・移動機貸出⇒復興団体等 ・充電器貸出⇒避難所	●KDDI	D	283	○ライフライン施設の復旧体制を整備する ・業界の相互救援体制を構築・拡充する
完了	○「非常災害対策要領」を整備する	●京都放送	E	291	○移動機・充電器の貸出 ・移動機貸出⇒復興団体等 ・充電器貸出⇒避難所
	○「非常災害対策要領」を整備する			172	○「非常災害対策要領」を整備する
<b>4-2-7 建物、宅地等の応急危険度判定を行う</b>					

296	○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する ・被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成講習会の開催 ・近畿府県等の連携を図るとともに、行政及び関係業界で構成する協議会組織による実地・連絡訓練、研修会を開催	●建設交通部、市町村	B	244	○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する ・地震被災建築物応急危険度判定士養成講習会の開催 ・行政及び関係業界で構成する協議会組織による訓練・研修会の開催 ・連携体制の構築 ・応急危険度判定に用いる資機材を地域ブロックごとに分散備蓄
<b>4-2-8 被害認定調査、罹災証明の発行を行う</b>					
297	○被災者台帳システムを構築する	●府民生活部、京都大学防災研	D	137	○被災者台帳システムの構築を進める
298	○被災地域に対する円滑な支援体制を整備する	●府民生活部、京都大学防災研究所、市町村	A	新規	
<b>4-2-9 災害後の仮住いを確保する(再掲)</b>					
再掲(3-2-1)					
<b>4-2-10 生活再建を支援する</b>					
299	○被災者の迅速な支援体制の整備を進める ・構築した被災者台帳システムにより効率的な各種事務の執行 ・生活再建支援金、義援金、租税の徴収猶予及び減免、各種生活相談等の実施体制の整備 ・不況・災害応急生活資金特別融資制度(労働者資金貸付金)の実施	●市町村等、●府民生活部、●健康福祉部	D	292	○被災者の支援体制の整備を進める ・生活再建支援金、義援金、租税の徴収猶予及び減免、各種生活相談等の実施体制の整備 ・不況・災害応急生活資金特別融資制度(労働者資金貸付金)の実施 ・被災者台帳システムにより効率的な各種事務の執行
300	○地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、地域コミュニティの強化を進める ・平時における地域コミュニティの強化 ・企業による地域貢献等の「共助」の取組の推進 ・地域住民が自主的に行う見回り、防犯パトロール等の自主防犯活動の支援・地域安全情報の提供	●府民生活部、市町村	D	294	○地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、地域コミュニティの強化を進める ・災害ボランティア活動の環境整備 ・企業による地域貢献等の「共助」の取組の推進 ・地域住民が自主的に行う見回り、防犯パトロール等の自主防犯活動の支援・地域安全情報の提供 ・自主防犯活動に対する助言等
301	○各種相談活動を実施する ・被災者に対する犯罪被害や詐欺等の消費生活問題・被害等に関する適正かつ効果的な相談活動の実施 ・犯罪被害者サポートチームの活動や(公社)京都犯罪被害者支援センターにおける相談・支援体制の充実など、総合的な被害者支援の実施	●警察、●府民生活部	D	266	○各種相談活動を実施する ・被災者に対する犯罪被害等に関する適正かつ効果的な相談活動の実施 ・犯罪被害者サポートチームの活動や(公社)京都犯罪被害者支援センターにおける相談・支援体制の充実など、総合的な被害者支援の実施
302	○府、市町村、関係機関において雇用対策を進める ・ハローワークと連携し、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する総合的な就業支援を実施	●商工労働観光部、京都労働局	D	295	○府、市町村、関係機関において雇用対策を進める ・ハローワークと連携し、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する総合的な就業支援を実施
<b>4-2-11 廃棄物処理を進める</b>					
303	○災害廃棄物処理計画を改善する ・全市町村に対し、必要に応じて改定を助言する	●環境部、市町村	B	261	○災害廃棄物処理計画を策定する
304	○災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める ・応援協定の実効性の確保	●環境部、市町村	D	280	○災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める ・応援協定の実効性の確保
<b>5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する</b>					
<b>5-1 企業・大学の業務継続を確立する</b>					
<b>5-1-1 京都全体のBCPを進める</b>					
305	○府内の行政、関係団体、ライフライン機関等に専門家を加えたメンバーによる推進会議を開催し、「京都BCP」の推進を図る ・セミナー、意見交換会の開催 ・BCPに係る訓練の実施	●府民生活部、商工労働観光部、企業等経済団体	B	309	○府内の行政、関係団体、ライフライン機関等に専門家を加えたメンバーによる検討会議を開催し、「京都BCP」を策定する(復興計画・資金の準備等含む)
306	○地元金融機関における連携型BCPを確立する	●府民生活部、各金融機関	B	209	○復興・復旧に対する多様な資金の準備計画を検討する(「京都BCP」を基に検討)
307	○地域や業界において災害の情報共有等、連携したBCPを策定する。	●府民生活部	A	新規	
308	○企業における防災体制を強化する ・企業の防災計画の策定 ・企業への防災訓練等への参加要請 ・帰宅困難となった従業員への対策の検討	●府民生活部、企業、商工会議所等経済団体、商工労働観光部、市町村	C	310	○企業における防災体制を強化する ・企業の防災計画の策定 ・企業への防災訓練等への参加要請 ・帰宅困難となった従業員への対策の検討
309	○企業における事業継続体制を確保する ・中堅企業の過半数で策定を目指す ・企業における事業継続計画の策定 ・関西広域連合と連携し、事業継続計画の普及 ・BCPの講演会等の開催	●府民生活部、企業、商工会議所等経済団体、商工労働観光部、市町村	C	311	○企業における事業継続体制を確保する ・中堅企業の策定率51% ・企業における事業継続計画の策定 ・関西圏で連携し、事業継続計画の普及 ・BCPの講演会等の開催
310	○大学における防災体制を強化する	●府民生活部、大学、文化スポーツ部	A	新規	
311	○大学における事業継続体制を確保する	●府民生活部、大学、文化スポーツ部	A	新規	
<b>5-2 地域の業務継続を確立する</b>					
<b>5-2-1 地域の活力を維持する</b>					
312	○復興対策本部の設置について地域防災計画に規定する	●府民生活部	A	新規	
313	○震災復興マニュアルや計画を策定する	●府民生活部、市町村、防災関係機関等	C	208	○震災復興マニュアルや計画を検討する(「京都BCP」を基に検討)
314	○地域の産業、生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を進める ・府・市町村において地域力向上のための取組を推進	●府民生活部、市町村	D	312	○地域の産業、生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を進める ・府・市町村において地域力向上のための取組を推進
<b>6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する</b>					
<b>6-1 京都のイメージを守る</b>					
<b>6-1-1 観光客等を保護する</b>					
315	○各市町村に応じた災害時における観光客保護対策を進める ・平成31年度までに全市町村で地域に応じた観光客保護対策を推進する (例)・市町村の参考となる観光客保護対策の方針を作成する ・観光客支援マニュアルの整備 ・情報伝達等避難誘導方法の確立 ・一時的な避難施設の確保 ・観光客保護を想定した訓練等の実施	●府民生活部、商工労働観光部、京都府、市町村、警察、防災関係機関等	B	296	○災害時における観光客保護対策を進める ・関係機関による対策会議等の実施 ・地域防災計画の修正 ・京都府・京都府のワーキングにより観光客保護対策の検討・実施
316	○コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等の店舗や観光施設、観光関連事業者と連携し、帰宅支援ステーションを整備する	●府民生活部、市町村	D	240	○観光客の避難誘導や一時滞在体制を構築する ・情報伝達等避難誘導指針等 ・一時的な避難施設の確保 ・観光客支援マニュアルの作成
317	○関西広域連合と連携し災害時帰宅困難者支援協定締結事業者をさらに拡大する	●府民生活部	D	241	○コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等の店舗や観光施設、観光関連事業者と連携し、帰宅支援ステーションを整備する
318	○市町村と連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進する	●府民生活部	A	新規	
319	○帰宅困難者対策として、災害発生時、むやみに動かないことを様々な手段で啓発する	●府民生活部、市町村	D	242	○帰宅困難者対策として、災害発生時、むやみに動かないことを啓発する
320	○企業等に対して従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す ・企業向け勉強会等の実施 ・帰宅困難者対策に協力する企業等を広げる	●府民生活部、市町村	B	243	○企業等に対して従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発する ・企業向け勉強会等の実施
321	○関西圏域の帰宅支援ガイドラインを策定する	●府民生活部、商工労働観光部、京都府、市町村、警察、防災関係機関等	B	298	○観光客・帰宅困難者対策について、関西広域連合で検討を進める
322	○観光客(外国人含む)への情報提供体制を構築する ・(社)府観光連盟会員団体等への情報提供 ・同連盟案内、府国際センターにおける情報提供 ・放送事業者等との連携強化(FMココロとの協定等)	●知事室長G.(財)京都府国際センター、府民生活部、商工労働観光部、京都府、市町村	D	299	○観光客(外国人含む)への情報提供体制を構築する ・(社)府観光連盟会員団体等への情報提供 ・同連盟案内、府国際センターにおける情報提供 ・放送事業者等との連携強化(FMココロとの協定等)
完了	○エリアメール導入の検討を進める(再掲)	●府民生活部	E	300	○エリアメール導入の検討を進める(再掲)
<b>6-1-2 観光産業を再興する</b>					

323	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光関連産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める</li> <li>・被害の程度に応じた誘客キャンペーン等の実施</li> <li>・ホームページ等による情報発信能力の向上</li> <li>・観光関連産業との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商工労働観光部、京都市、市町村</li> </ul>	D	301	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光関連産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める</li> <li>・被害の程度に応じた誘客キャンペーン等の実施</li> <li>・ホームページ等による情報発信能力の向上</li> <li>・観光関連産業との連携強化</li> </ul>
<b>6-2 「京都文化」を守る</b>					
<b>6-2-1 伝統・文化を守る</b>					
324	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要文化財建造物とその周辺地域の総合的な防災対策を進める</li> <li>・京都府・京都市のワーキングにより防災対策の検討</li> <li>・地震時にも使用可能な水利、管路、消火施設の整備</li> <li>・文化財所有者と地域住民等との共助体制の構築(地域住民等も含めた防災訓練の実施、文化財市民レスキュー体制の構築など)</li> <li>・緊急防災施設耐震改修事業の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育庁、府民生活部、京都市、市町村、消防組合</li> </ul>	B	302	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要文化財建造物とその周辺地域の総合的な防災対策を進める</li> <li>・京都府・京都市のワーキングにより防災対策の検討</li> <li>・地震時にも使用可能な水利、管路、消火施設の整備</li> <li>・文化財所有者と地域住民等との共助体制の構築(地域住民等も含めた防災訓練の実施、文化財市民レスキュー体制の構築など)</li> </ul>
325	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財防災対策マニュアルを策定し(連絡体制整備を含む)、所有者等へ周知する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育庁、府民生活部、京都市</li> </ul>	D	303	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財防災対策マニュアルを策定し(連絡体制整備を含む)、所有者等へ周知する</li> </ul>
326	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財データベースを整備し、府、市町村等の情報の共有化を図る</li> <li>・データベースを随時更新し、最新の情報を整備する</li> <li>・データベースを活用した実践的な訓練を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育庁、京都市</li> </ul>	B	304	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財データベースを整備し、府、市町村等の情報の共有化を図る</li> </ul>
327	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財防火運動を実施する 年2回(夏・冬)それぞれ1週間を文化財防火運動期間として設定</li> <li>・全市町村で消防訓練を実施</li> <li>・防火行事の重点的実施</li> <li>・文化財防火、文化財愛護精神の普及啓発の推進</li> <li>・文化財愛護ポスターの作成・配付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育庁、市町村、消防組合、文化財所有者</li> </ul>	D	305	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財防火運動を実施する 年2回(夏・冬)それぞれ1週間を文化財防火運動期間として設定</li> <li>・消防訓練、防火行事の重点的実施</li> <li>・文化財防火、文化財愛護精神の普及啓発の推進</li> <li>・文化財防火ステッカー、文化財愛護ポスターの作成・配付</li> </ul>
完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財防火ステッカーの作成・配付</li> </ul>				
328	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の耐震化、防火対策を進める</li> <li>・国および府の指定・登録文化財保存修理等への補助(歴史的建造物等保存伝承事業)</li> <li>・巡視による指定・登録文化財の適切な保護管理の指導助言(指定文化財等巡視事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育庁、市町村、消防組合、文化財所有者</li> </ul>	C	306	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の耐震化、防火対策を進める</li> <li>・国および府の指定・登録文化財保存修理等への補助(歴史的建造物等保存伝承事業)</li> <li>・巡視による指定・登録文化財の適切な保護管理の指導助言(指定文化財等巡視事業)</li> </ul>
329	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する「文化財を守り伝える京都府基金」への寄付金や「緑と文化の基金」等を活用し、未指定文化財の保護、修理、防災対策への補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化スポーツ部</li> </ul>	B	307	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する「文化財を守り伝える京都府基金」への寄付金や「緑と文化の基金」等を活用し、文化財の保護、修理、防災対策を総合的に推進</li> </ul>
330	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和装・伝統産業の基盤づくりを進め、文化財資料・伝統工芸品の修理・修復に必要な伝統的技術の継承を図る</li> <li>・人材育成、技術伝承、新たなものづくりの推進、普及啓発など</li> <li>・「匠の公共事業」等により、伝統的技術の継承対策の実施</li> <li>・文化財修復拠点の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商工労働観光部</li> </ul>	B	308	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和装・伝統産業の基盤づくりを進め、文化財資料・伝統工芸品の修理・修復に必要な伝統的技術の継承を図る</li> <li>・人材育成、技術伝承、新たなものづくりの推進、普及啓発など</li> <li>・「匠の公共事業」等により、伝統的技術の継承対策の実施</li> </ul>